

令和6年度

清掃事業概要

(令和5年度実績)



座間市

座間市民憲章

(昭和56年11月1日制定)

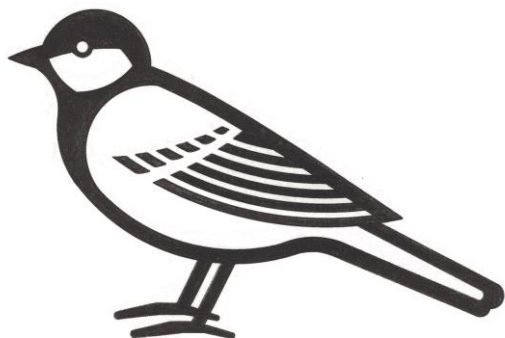
私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、全ての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切にし、健やかな日々のために、力をわかちあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくれます。
- 1 学びあい、心をみがき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

目 次

I	総 説	1
1	座間市の概要	2
	（1）座間市のあゆみ	2
	（2）座間市の位置	3
2	人口・世帯数の推移	4
3	清掃事業の沿革	5
4	組織体制	1 2
	（1）廃棄物関係課 組織図（令和5年4月1日現在）	1 2
	（2）廃棄物関係課 職員内訳	1 2
	（3）廃棄物関係課の分掌事務	1 3
II	予 算 ・ 決 算	1 4
1	予 算（令和6年度）	1 5
	（1）一般会計当初予算	1 5
	（2）廃棄物関係課当初予算	1 7
2	決 算（令和5年度）	1 9
	（1）廃棄物関係課関係決算	1 9
	（2）ごみ処理費	2 1
	（3）し尿処理費	2 1
III	施 設 ・ 車 両	2 2
1	施設位置図	2 3
2	高座クリーンセンター	2 4
	（1）高効率ごみ発電施設	2 4
	（2）マテリアルリサイクル施設	2 4
	（3）し尿処理施設	2 4
3	市内施設	2 5
	（1）座間市資源リサイクルセンター	2 5
	（2）座間市第2資源リサイクルセンター	2 5
	（3）座間市生活雑排水処理施設	2 5
	（4）座間市クリーンセンター	2 5
4	車両保有状況	2 6
	（1）ごみ収集車	2 6
	（2）し尿収集車	2 6

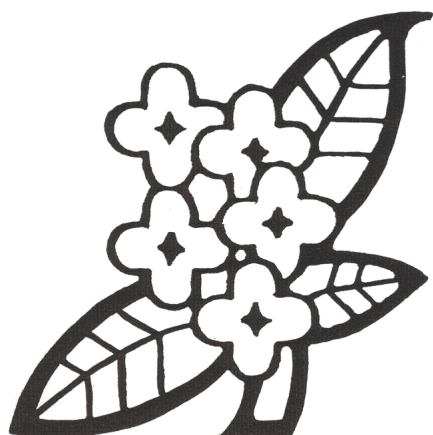
(3) 生活排水収集車	2 6
IV ごみ・資源	2 7
1 ごみ・資源物処理の実績	2 8
(1) 令和5年度月別ごみ・資源物の排出量	2 8
(2) ごみ・資源物排出量の年度別推移	2 9
2 ごみの減量化対策	3 2
(1) 分別収集による減量化	3 2
(2) 集団資源回収事業による減量化	3 5
(3) 高座清掃施設組合による減量化	3 6
(4) 各事業等による資源化の推移	3 7
(5) 生ごみ処理容器購入費補助制度	3 8
3 環境美化事業	3 9
(1) 美化共同清掃作業	3 9
(2) 相模川クリーンキャンペーン	3 9
(3) 不法投棄防止パトロール	4 0
V し尿	4 1
1 令和5年度し尿及び浄化槽汚泥月別処分量	4 2
2 し尿及び浄化槽汚泥処分量の推移	4 3
3 し尿処理区域内人口内訳	4 4
VI 生活雑排水	4 5
1 生活雑排水の処理経過	4 6
2 令和5年度生活雑排水の処理の実績	4 6
(1) 月別作業件数及び処分量	4 6
3 年度別生活雑排水処理の実績	4 7
(1) 生活雑排水作業件数の推移	4 7
(2) 生活雑排水処分量の推移	4 7
VII 条例・規則	4 8
1 座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	4 9
2 座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則	6 1



市の鳥 「シジュウカラ」

みんなで自然を大切にし、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、自然保護のシンボルとして市民の皆さんが選んだ鳥です。

平成3年4月1日制定



市の木 「モクセイ」

みんなで樹木を守り育て、緑あふれるまちづくりをさらに進めようと、市民の皆さんが選んだ木です。

昭和55年4月1日制定



市の花 「ヒマワリ」

ヒマワリの枝葉の新緑は、たくましく発展を続ける市を、また大輪の花は、市民の皆さんが手を結び合い、明るく健康なまちづくりを目指す姿を象徴しています。

昭和44年1月16日制定

I 総 説

1 座間市の概要

(1) 座間市のあゆみ

本市は、今から2～3万年前の旧石器時代から人々が住み始めた跡（遺跡）が残っており、縄文時代の特に4～5千年前の土器や石器などが、市内各所で数多く発見されている。奈良時代には『続日本紀』の宝亀2年（771）の頃に、旧東海道の駅名として「相模国夷参駅」の記録や、平安時代にはいると『倭名類聚鈔』の高座郡の郷名に「伊参（いさま）」が見られ、いずれも座間の地と伝えられており、古代以来、相模湾側から甲州や武州へ通じる交通の要所であったと記録されている。

戦国時代になると小田原北条氏の所領となるが、この頃までの座間の範囲は、現相模原市の新戸や磯部を含んだ地域であり、また、栗原地域の開発も行われる。

江戸時代に入ると宿場が開かれ、座間村は座間入谷村と座間宿村に分村する。また、相模川沿いに新田宿村や四ツ谷村などが成立する。一方、相模川の治水灌漑工事も行われ広大な水田地帯ができ、生産力が飛躍的に向上する。政治的には、初期の頃は幕府直轄と大名領が交互するが、中期以降から明治維新までは旗本領が続いた。

明治時代にはいると廃藩置県により神奈川県に属し、明治6年には区・番組制が導入され、座間入谷村、座間宿村、栗原村、新田宿村、四ツ谷村の5村による現在の市域が形成され、各村には小学校が開校する。明治22年の町村制実施により5カ村と新戸村飛地（谷戸地区）を合併して「座間村」を形成した。その頃は米麦、養蚕を中心とした農村社会であった。

大正15年に神中線（現相模鉄道、一部開通）、昭和2年に小田急小田原線、昭和6年に相模鉄道（現JR相模線）がそれぞれに開通し、昭和12年9月には東京から陸軍士官学校が移転してくるとともに同年12月20日町制を施行し、座間村から座間町へと発展の道を歩み始めた。

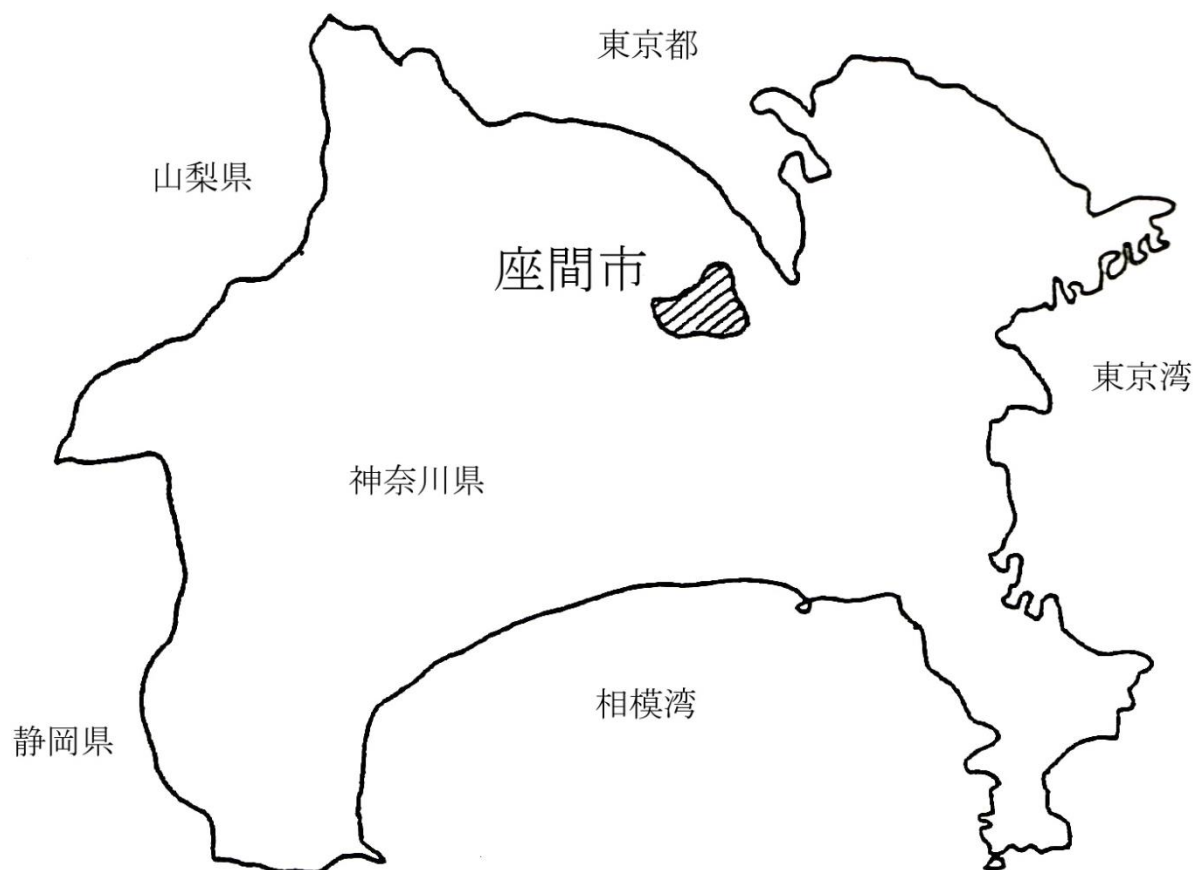
昭和16年、太平洋戦争の始まりとともに、旧高座郡北部7か町村と合併して軍都相模原町を形成した。昭和20年、戦争が終わると同時に陸軍士官学校は閉鎖され、引き続き米軍が駐留し現在のキャンプ座間となった。そして、戦後間もない昭和23年9月1日に相模原町から独立、新生座間町として出発した。

その後、昭和30年代の初めに、国の高度経済成長に呼応するように、工場誘致による民間企業の進出や人口急増など都市化の傾向が進み、昭和44年には人口5万人に達し、昭和46年11月1日、県下17番目の市として市制を施行した。以来、首都圏のベッドタウンとして成長してきたが、現在では工業や住宅などの複合都市として伸展を続けている。

（２）座間市の位置

座間市は、神奈川県ほぼ中央の県央地域にあり、相模平野の一角を占めている。東部は相模原台地と呼ばれる高台で大和市に接し、中央部には座間丘陵が南北に連なり、西部は相模川沖積低地で川を隔てて厚木市に接している。また、南は海老名市、北は相模原市に接している。

市域の面積は、17.57km²で東京都心部から約40km、横浜市中心部から約20kmの位置にあり、東西に5.3km、南北に4.0kmの広がりをもっている。



面 積	広 が り		海 抜	
	東 西	南 北	最 高	最 低
17.57km ²	5.3km	4.0km	88.74m	24.29m

2 人口・世帯数の推移

(各年10月1日現在)

区分 年度	人 口			世 帯 数	備 考
	総 数	男	女		
昭和40年	29,948	16,002	13,946	7,376	国勢調査
50年	80,562	42,494	38,068	23,920	国勢調査
60年	100,000	52,146	47,854	33,975	国勢調査
平成元年	109,563	57,133	52,430	38,854	推計人口
2年	112,102	58,458	53,644	40,529	国勢調査
12年	125,683	64,581	61,102	49,323	国勢調査
17年	128,174	65,860	62,314	51,765	国勢調査
22年	129,436	65,448	63,988	53,977	国勢調査
23年	129,543	65,428	64,115	54,458	推計人口
24年	129,887	65,611	64,276	55,210	推計人口
25年	129,778	65,367	64,411	55,614	推計人口
26年	129,026	64,864	64,162	55,646	推計人口
27年	128,737	64,478	64,259	55,910	国勢調査
28年	128,884	64,511	64,373	56,600	推計人口
29年	129,352	64,679	64,673	57,365	推計人口
30年	129,425	64,568	64,857	57,987	推計人口
令和元年	130,608	65,092	65,516	59,235	推計人口
2年	132,325	66,001	66,324	60,257	国勢調査
3年	132,252	65,825	66,427	60,742	推計人口
4年	132,182	65,764	66,418	61,382	推計人口
5年	132,075	65,620	66,455	62,032	推計人口

3 清掃事業の沿革

年度	ごみ	し尿・生活雑排水	一般事項
昭和 36	箱型ダンプ車購入		
37	機械車（バックマスター）を購入し、ポリバケツ収集を実施		
38			3町（座間・海老名・綾瀬）で一部事務組合（高座清掃施設組合）設立
39	週1回収集を実施		
41		し尿 処理場（80k1/日嫌気性消化活性汚泥法処理方式）が完成	
42	バッチ炉（50t/8h）稼動	し尿 収集、運搬処理を高座清掃施設組合で実施。ただし、浄化槽汚泥の収集運搬については、民間許可業者で行う。	高座清掃施設組合が業務開始
44		し尿 収集運搬部門を組合から切り離し、各市直営となる。 （10月） 市内東原にし尿中継基地完成（10tタンク埋設）	
45	紙袋収集を実施 可燃ごみを週2回、不燃ごみを週1回で分別収集を実施		
46	可燃物収集機械車（ロータリーローダー）購入 高座 全連動焼却炉（120t/24h）稼動		市制施行（11月） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行（12月）
47		し尿 150k1/日嫌気性消化活性汚泥法処理方式の処理施設を増設（3月）	「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行（4月）
48			公共下水道事業開始（3月）
49	高座 粗大ごみ破碎圧縮機（50t/5h）稼動		
51		し尿 し尿収集手数料改正（5月）	

年度	ごみ	し尿・生活雑排水	一般事項
52	高座 全連動流動式焼却炉 (120t/24h)稼動		
53			公共下水道一部供用開始（4月）
55	ごみ処理手数料改正（4月）		新総合計画を策定（6月）
57		し尿 高座 処理場を改造 (180kl/日から170kl/日に)	
58	高座 粗大ごみ破砕機(15t/5h) 稼動	雑排水 市内相模が丘に、生活排水 処理場（100kl/日接触ばっ気 式）が完成（3月）	「生活雑排水処理手数料条例」施 行（5月）
59	高座 全連動流動床焼却炉 (150t/24h)稼動		
60	粗大ごみの各戸収集を実施 粗大ごみ収集車（パワーゲート 車）購入		動物の死体処理を委託（4月） 新総合計画を策定（9月） 「浄化槽法」施行（10月） 人口10万人を超える（10月）
61	高座 固定バッチ炉(8t/8h)稼動 不燃物収集車(プレスローダー) 購入 集団資源回収奨励制度を実施 (4月) ごみ処理手数料改正（4月）	し尿収集手数料改正（4月）	
62	可燃ごみの週3回収集を試行実施		
平成 元	粗大ごみ収集の一部委託を実施 (12月)		「消費税法」施行により諸手数料 改正（6月）
2	粗大ごみ収集の全面委託を実施 (4月)		
3	美化デーごみ収集の全面委託を 実施（5月） ごみ減量化等検討委員会発足、市 長に報告書提出		

年度	ごみ	し尿・生活雑排水	一般事項
4	市内小松原で資源リサイクルセンター稼動（1月） 資源分別収集を開始（2月） 高座 全連動流動床焼却炉（200t/24h）稼動		
5	市廃棄物減量等推進審議会発足		「座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」施行
6	びん・缶の月2回収集を実施		
7	粗大ごみ収集を証紙制により全面有料化（10月）	し尿 クリーンバキュームカー1台購入	市庁舎移転（9月）
8	生ごみ処理容器購入費補助制度を実施（9月）	し尿 クリーンバキュームカー1台購入 雑排水 クリーンバキュームカー 2台購入	現業員ホールを旧市役所跡地へ移設（4月） 一般廃棄物処理基本計画策定（3月）
10	ごみ袋の透明・半透明化を実施（4月） 電動式生ごみ処理機購入費補助制度を実施（9月） ペットボトル分別収集を実施（1月）		クリーンセンター係を設置（4月）
11			機構改革に伴い資源対策課に名称変更（4月）
12	不法投棄防止のため、夜間警備を実施（年間90日） ごみ集積所情報管理システムを導入	し尿 小型車で高座清掃組合へ直接搬入開始 し尿 クリーンバキュームカー1台購入 雑排水 クリーンバキュームカー 1台購入	
13	プラスチック製容器包装分別収集を実施（4月） 市内新田宿で第2資源リサイクルセンター稼動（4月） 不法投棄の情報提供事業を実施（タクシー3社・新聞販売店8社） 塵芥車に低公害車（LPG車）5台購入		容器包装リサイクル法施行 家電リサイクル法施行
14	塵芥車に低公害車（LPG車）5台購入		一般廃棄物処理基本計画策定（3月）

年度	ごみ	し尿・生活雑排水	一般事項
15	塵芥車に低公害車（LPG車）5台購入	し尿 クリーンバキュームカー 1台購入 雑排水 クリーンバキュームカー 1台購入	
16	塵芥車に低公害車（LPG車）3台ダンプ車 1台 購入 リサイクルプラザ指定管理者制度導入（4月） リサイクルプラザ開館（6月） 可燃ごみの収集日を週3回から週2回に変更（10月） 廃プラ・ペットボトル収集を週1回、資源物収集を第1週から第3週まで週1回、第4週を不燃ごみの収集を実施	し尿 クリーンバキュームカー 1台購入	
17	塵芥車に低公害車（軽油車）4台購入	生活排水処理施設改修 （接触酸化ばっ気方式から油水分離槽4連式に改修し、公共下水に接続）	機構改革に伴い資源推進課と清掃課に名称変更（4月）
18			
19	塵芥車に低公害車（軽油車）2台購入		
20		雑排水 クリーンバキュームカー 1台購入	一般廃棄物処理基本計画策定（3月）
21	塵芥車に低公害車（軽油車）2台購入 塵芥車に低公害車（軽油車）2台リース（6年間）契約		
22	ダンプ車に低公害車（軽油車）1台リース（6年間）契約 高齢者等戸別収集実施（2月） 塵芥車に低公害車（軽油車）2台購入	し尿車に低公害車（軽油車）1台リース（6年間）契約 生活排水車に低公害車（軽油車）1台リース（6年間）契約	
23	廃食用油分別収集を実施（10月） 塵芥車の駐車を移転 塵芥車に低公害車（軽油車）5台リース（6年間）契約 バネットトラック（ガソリン車）1台リース（8年間）契約		機構改革に伴い資源推進課と清掃課を合わせて、資源対策課に名称変更（4月） 第四次座間市総合計画を策定（4月）

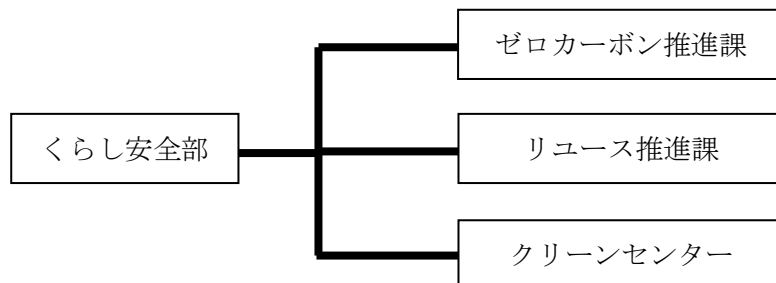
年度	こみ	し尿・生活雑排水	一般事項
24	製品プラスチック資源化を実施(10月) 塵芥車に低公害車(軽油車)5台 リース(6年間)契約		一般廃棄物処理基本計画策定 (3月)
25	小型家電リサイクルを開始(4月) 剪定枝資源化を開始(10月) 塵芥車に、ごまりんパッカー車 (ハイブリッド車)1台リース(6 年間)契約 低公害車(軽油車)3台 リース(6年間)契約	し尿処理施設(48kl/日、固液分 離、希釈放流方式)が完成(3月) し尿車に低公害車(軽油車) 1台リース(6年間)契約	小型家電リサイクル法施行(4月) 市民ふるさとまつりに啓発ブー ス出展開始(11月)
26	資源リサイクルセンター設備更 新(9月稼働) 塵芥車に、ごまりんパッカー車 (ハイブリッド車)1台リース(6 年間)契約 低公害車(軽油車)3台 リース(6年間)契約	し尿車に低公害車(軽油車) 1台リース(6年間)契約 生活排水車に低公害車(軽油車) 1台リース(6年間)契約	子ども向け啓発イベント「わくわ くエコあそび」開始(4月)
27	第2資源リサイクルセンター設 備更新(10月稼働) 4tプレス車購入(防衛省補助事 業) 4tパッカー車購入 低公害車(軽油車)2台 リース(6年間)契約		
28	ダンプ車に低公害車(軽油車) 1台再リース(3年間)契約	し尿車廃車により保有車両3台 から1台に減 し尿車に低公害車(軽油車) 1台再リース(3年間)契約 生活排水車に低公害車(軽油車) 1台リース(6年間)契約	廃羽毛布団再生利用事業開始(4 月) ごみ出しアプリ「さんあ〜る」配 信開始(6月) 美化デーの直営収集を開始(11 月)

年度	ごみ	し尿・生活雑排水	一般事項
29	ガラスびん残渣・木質粗大ごみの資源化を開始（4月） 使い捨てライター・フロンガス使用小型家電の無害化・資源化を開始（4月） インクカートリッジの拠点回収を開始（10月） 災害対応4トンプレス車を2台購入 塵芥車に低公害車（軽油者）を3台リース契約（6年間）	生活排水車に低公害車（軽油車）1台リース（6年間）契約	ごみ出しアプリ「さんあ〜る」英語版配信開始（2月） 事業者訪問調査を委託化・高度化
30	高座クリーンセンター試運転開始（10月）		
令和 元	高座クリーンセンター運転開始（4月）		集団資源回収制度を廃止し、環境美化等推進団体制度に統合した上で同制度を本格運用開始（4月） 『燃えるごみ』の呼称を『燃やすごみ』に変更（4月） 災害廃棄物処理計画を策定（6月） 小田急電鉄（株）と「サーキュラー・エコノミー推進に係る連携と協力に関する協定」を締結（6月）
2	塵芥収集支援システムを試験的に導入 靴回収事業実施（12月）		
3	生ごみ処理機等購入費補助金の予算枠を拡大 剪定枝の波状収集を試行開始（6月） 塵芥車2台リース（6年間）契約 塵芥車2台購入 計4台導入 粗大ごみのLINE申込開始（12月） 粗大ごみ処理手数料のキャッシュレス決済開始（12月）		（株）マーケットエンタープライズのリユースプラットフォーム「おいくら」と連携開始（2月） プロギング事業試行実施（10月）

年度	ごみ	し尿・生活雑排水	一般事項
4	ミックスペーパーとして収集する紙類の範囲を拡張し、一部の難再生古紙の収集を開始（1月） ペットボトルの水平リサイクル「ボトルtoボトル」協働事業を開始（1月） 塵芥収集支援システム本格運用開始（4月）		一般廃棄物処理基本計画策定（3月） フードサイクルプロジェクト初年度（4月） SDGsエコボスターコンクール初年度（8月） 全国の自治体で初めて「オールリソース宣言」を提唱（3月） 「市が民間事業者の廃棄物を無償譲受する取組」及び「市が市民や民間事業者に廃棄物を無償譲渡する取組」を開始（令和4年度環境省リユースモデル事業採択事業）（8月）
5	塵芥車3台新規リース（6年間）契約 ダンプ車1台購入 計4台導入（令和6年度納車） 資源物や粗大ごみの一部を民間事業者にリユース品として売却する取組を開始（6月）	ポンプ車2台新規リース（6年間）契約 計2台導入（令和6年度納車）	東急（株）の提供する街のSNSアプリ「common」を活用した市民同士の無償譲渡の促進を開始（令和5年度環境省リユースモデル事業採択事業）（8月）

4 組織体制

(1) 廃棄物関係課 組織図 (令和5年4月1日現在)



(2) 廃棄物関係課 職員内訳

課 職種			ゼロカーボン推進課	リユース推進課	クリーンセンター
事務系	管理職	課長	1	1	1
		担当課長			
		主幹			
		副主幹	1		
	係長		1	1	1
	主査		1		2
	係員			3	2 再任用主事（１）
	小計		4	5	6（１）
合計			1 5（１）		
業務系	ごみ 生活排水 し尿	技能員			5 3（７）
合計			5 3（７）		

※ () は、職員人数中の再任用職員

(3) 廃棄物関係課の分掌事務

ゼロカーボン推進課

- (1) 廃棄物減量化に関すること。
- (2) 座間市廃棄物減量等推進審議会の庶務に関すること。
- (3) 座間市廃棄物減量等推進員の庶務に関すること。
- (4) 高座清掃施設組合に関すること。

リユース推進課

- (1) リユース・リサイクルに関すること。
- (2) 資源リサイクルセンターに関すること。
- (3) 資源物の収集、運搬及び処理に関すること。
- (4) 大型家財に関すること。

クリーンセンター

- (1) 廃棄物の資源化の普及及び啓発に関すること。
- (2) 廃棄物、資源物、し尿及び生活排水の収集及び運搬に関すること並びに生活排水の処理に関すること。
- (3) 不法投棄に関すること。
- (4) 環境美化の推進に関すること。
- (5) 資源物等集積所に関すること。
- (6) 動物の飼養又は収容の許可に関すること。
- (7) 鳥獣の捕獲及び販売の許可並びに飼養の登録に関すること。
- (8) 野生生物の保護及び愛護に関すること。
- (9) 衛生害虫の駆除及び動物の死体の処理に関すること。

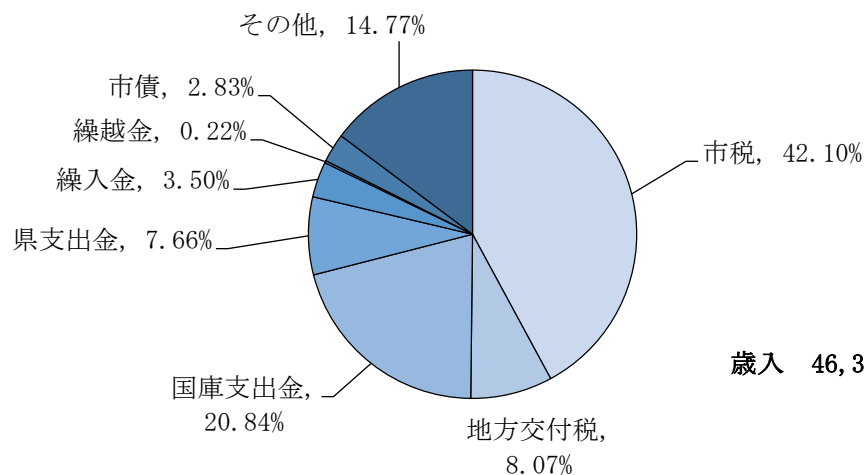
Ⅱ 予算・決算

1 予 算（令和6年度）

（1）一般会計当初予算

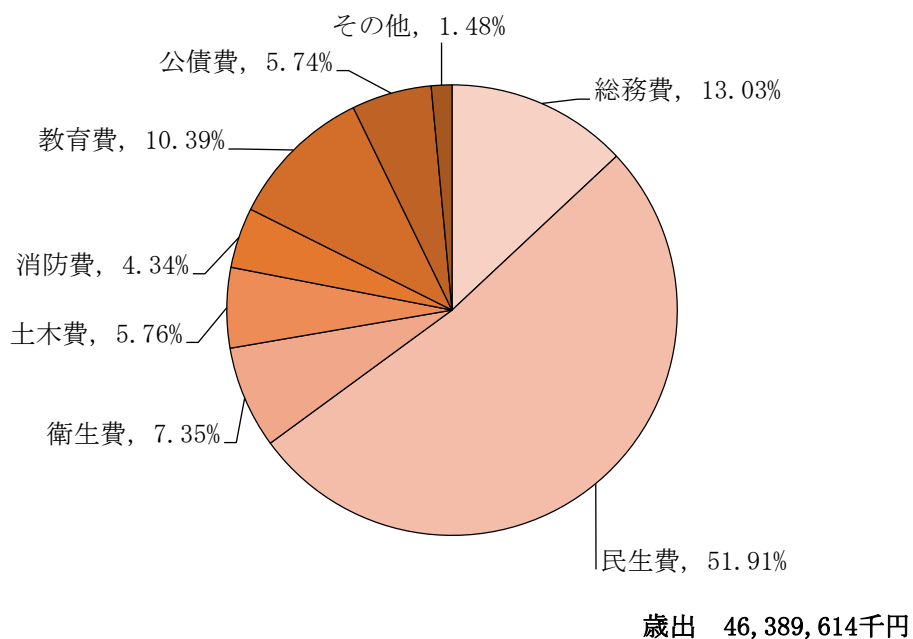
ア 歳入内訳

款	予 算 額（千円）	構 成 比
市 税	19,529,959	42.10%
地 方 交 付 税	3,745,515	8.07%
国 庫 支 出 金	9,669,089	20.84%
県 支 出 金	3,554,350	7.66%
繰 入 金	1,623,340	3.50%
繰 越 金	100,000	0.22%
市 債	1,313,784	2.83%
そ の 他	6,853,577	14.77%
（ 地 方 譲 与 税 ）	(242,707)	(3.54%)
（ 利 子 割 交 付 金 ）	(5,444)	(0.08%)
（ 配 当 割 交 付 金 ）	(122,091)	(1.78%)
（株式等譲渡取得割交付金）	(130,700)	(1.91%)
（ 法 人 事 業 税 交 付 金 ）	(270,521)	(3.95%)
（ 地 方 消 費 税 交 付 金 ）	(2,820,693)	(41.16%)
（ 環 境 性 能 割 交 付 金 ）	(80,872)	(1.18%)
（国有提供施設等所在市町村助成交付金等）	(260,735)	(3.80%)
（ 地 方 特 例 交 付 金 ）	(776,534)	(11.33%)
（交通安全対策特別交付金）	(15,493)	(0.23%)
（ 分 担 金 及 び 負 担 金 ）	(241,804)	(3.53%)
（ 使 用 料 及 び 手 数 料 ）	(365,534)	(5.33%)
（ 財 産 収 入 ）	(451,429)	(6.59%)
（ 寄 付 金 ）	(25,390)	(0.37%)
（ 諸 収 入 ）	(1,043,630)	(15.23%)



イ 歳出内訳

款	予算額（千円）	構成比
総務費	6,043,711	13.03%
民生費	24,079,466	51.91%
衛生費	3,410,455	7.35%
土木費	2,672,933	5.76%
消防費	2,014,847	4.34%
教育費	4,821,328	10.39%
公債費	2,661,376	5.74%
その他	685,498	1.48%
（議会費）	(286,066)	(41.73%)
（労働費）	(65,157)	(9.51%)
（農林水産業費）	(73,476)	(10.72%)
（商工費）	(157,299)	(22.95%)
（諸支出金）	(3,500)	(0.51%)
（予備費）	(100,000)	(14.59%)



(2) 廃棄物関係課当初予算

ア 歳入予算内訳

(単位：千円)

目	節	当初予算額	説明
3 衛生使用料	2資源物回収施設使用料	4	1 電柱等資源リサイクルセンター用地使用料
	3 清掃使用料	921	1 清掃車駐車場用地使用料 915 2 電柱等ごみ集積所用地使用料 6
3 衛生手数料	1 清掃手数料	1, 385	1 し尿収集手数料（現年度分） 932
			2 し尿収集手数料（過年度分） 28
			3 粗大ごみ処理手数料 425
	2生活排水処理手数料	1, 103	1 生活排水処理手数料（現年度分） 1, 087
2 生活排水処理手数料（過年度分） 16			
1 証 紙 収 入	1 証紙収入	22, 000	1 粗大ごみ処理手数料
2 雑 入	3 衛生費雑入	134, 659	3 資源物売払代 134, 332
			14 ごみ・資源物分別ガイド広告掲載料 300
			15 自動販売機電気使用量（クリーンセンター） 27
合計		160, 072	

イ 歳出予算内訳

(単位：千円)

項・目	当初予算額	節		説明
		区分	金額	
(項)2 清掃費				
1 清掃総務費	1,466,213	1 報酬	202	1 クリーンセンター事務費 14,398
		2 給料	261,367	2 廃棄物減量等推進事業費 9,265
		3 職員手当等	226,625	3 高座清掃施設組合運営事業費 854,522
		4 共済費	99,312	4 廃棄物減量事務費 724
		7 報償費	28	5 職員給与費 587,304
		8 旅費	45	
		10 需用費	10,429	
		11 役務費	108	
		12 委託料	7,405	
		13 使用料 及び賃借料	936	
		15 原材料費	96	
		18 負担金、補助 及び交付金	859,660	
2 塵芥処理費	551,553	1 報酬	6,438	1 まちの美化推進事業費 1,535
		2 給料	17,159	2 不法投棄対策事業費 615
		3 職員手当等	17,822	3 塵芥収集事業費 109,751
		7 報償費	1,480	4 集積所管理コンピュータ入力事業費 807
		8 旅費	60	5 美化共同清掃作業実施事業費 50
		10 需用費	39,786	6 リサイクルセンター管理運営費 181,172
		11 役務費	4,181	7 リユース・リサイクル推進事業費 257,623
		12 委託料	402,510	
		13 使用料 及び賃借料	61,455	
		18 負担金、補助 及び交付金	233	
		26 公課費	429	
3 し尿処理費	5,582	10 需用費	1,117	1 し尿収集事業費 5,582
		13 使用料 及び賃借料	4,465	
4 下水処理費	7,717	10 需用費	1,308	1 生活排水処理事業費 7,717
		12 委託料	321	
		13 使用料 及び賃借料	6,088	
合計	2,031,065			

2 決 算（令和5年度）

（1）廃棄物関係課関係決算

ア 歳入決算内訳

（単位：円）

目	節	収入済額	説明			
3 衛生使用料	3資源物回収施設使用料	5, 003	1 電柱等資源リサイクルセンター用地使用料			
	4 清掃使用料	921, 917	1 清掃車駐車場用地使用料 915, 787 2 電柱等ごみ集積所用地使用料 6, 130			
3 衛生手数料	1 清掃手数料	1, 918, 977	1 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 230, 000 2 し尿収集手数料(現年度分) 961, 968 3 し尿収集手数料(過年度分) 30, 009 4 一般廃棄物処分業許可申請手数料 15, 000 5 粗大ごみ処理手数料 682, 000			
			2 生活排水処理手数料	1 生活排水処理手数料(現年度分) 1, 144, 500 2 生活排水処理手数料(過年度分) 14, 700		
			1 証紙収入	1 証紙収入	19, 265, 000	1 粗大ごみ処理手数料
			2 雑入	3 衛生費雑入	128, 621, 335	4 資源物売払代 128, 380, 076 8 バッテリー売り払代 14, 410 15 ごみ・資源物分別ガイド広告掲載料 200, 000 16 自動販売機電気使用料(クリーンセンター) 26, 849
						合計

イ 歳出決算内訳

(単位：円)

項・目	支出済額	節		説明
		区分	金額	
1 清掃総務費	1,465,279,386	2 給料	253,634,689	1 クリーンセンター事務費
		3 職員手当等	218,158,740	14,651,290
		4 共済費	90,879,452	2 廃棄物減量等推進事業費
		7 報償費	27,280	10,543,780
		8 旅費	11,168	3 高座清掃施設組合運営事業費
		10 需用費	11,047,473	876,652,000
		11 役務費	92,300	4 廃棄物減量事務費
		12 委託料	8,799,316	759,435
		13 使用料 及び賃借料	1,084,996	5 職員給与費 562,672,881
		15 原材料費	65,472	○塵芥処理費より予算流用
		18 負担金、補助 及び交付金	881,478,500	97,250
2 塵芥処理費	520,227,561	1 報酬	6,397,825	1 まちの美化推進事業費
		2 給料	18,731,164	1,185,693
		3 職員手当等	12,155,872	2 不法投棄対策事業費
		7 報償費	1,202,000	434,870
		8 旅費	42,203	3 塵芥収集事業費
		10 需用費	38,107,536	102,272,857
		11 役務費	3,744,373	4 集積所管理コンピュータ入力事業費
		12 委託料	372,077,944	1,018,600
		13 使用料 及び賃借料	66,951,724	5 美化共同清掃作業実施事業費
		17 備品購入費	335,720	39,000
		18 負担金、補助 及び交付金	128,900	6 リサイクルセンター管理運営費
		26 公課費	352,300	183,112,317
3 し尿処理費	4,393,032	10 需用費	800,652	7 リユース・リサイクル推進事業費
		13 使用料 及び賃借料	3,592,380	232,164,224
4 下水処理費	6,613,297	10 需用費	1,176,365	○清掃総務費へ予算流用
		12 委託料	309,100	97,250
		13 使用料 及び賃借料	5,127,832	
合計	1,996,513,276			

(2) ごみ処理費

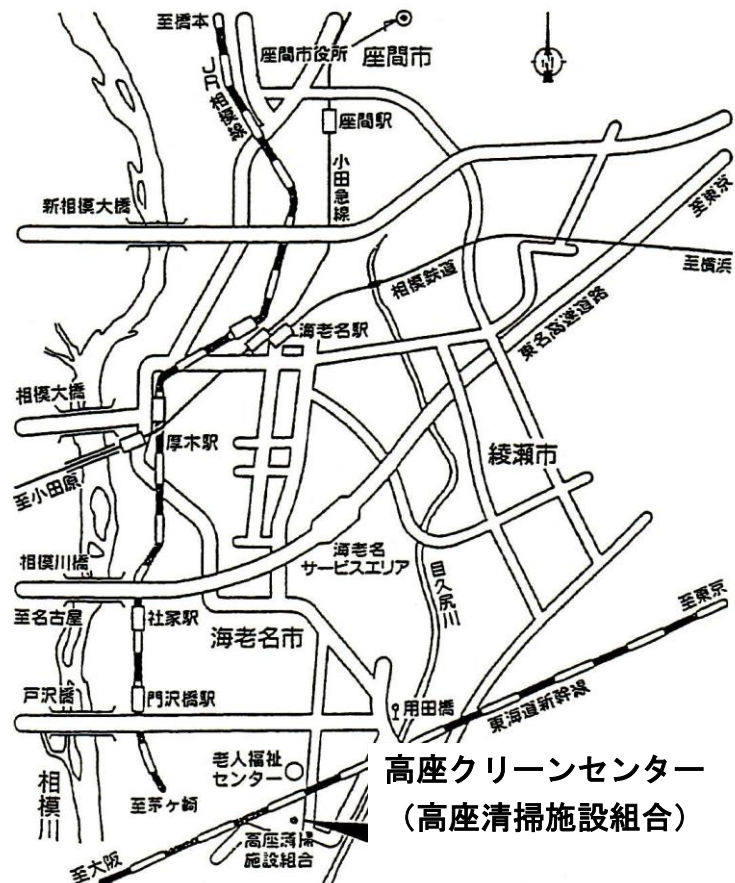
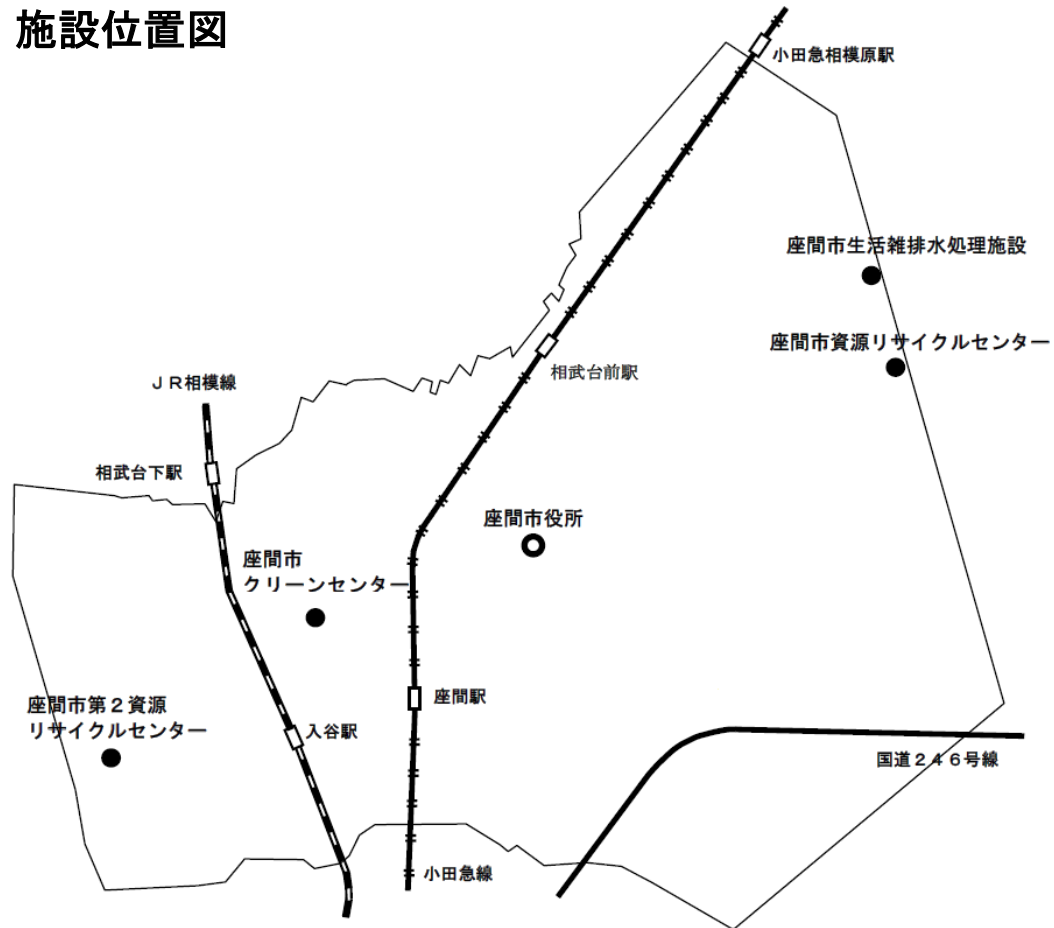
年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	569,827 千円	554,217 千円	522,670 千円	557,376 千円
処理費	104,826 千円	112,099 千円	137,851 千円	108,836 千円
車両等購入費	23,662 千円	24,488 千円	0 千円	0 千円
委託費	380,595 千円	395,268 千円	374,396 千円	372,387 千円
組合分担費	133,386 千円	286,097 千円	270,961 千円	265,757 千円
その他	6,042 千円	9,243 千円	9,082 千円	28,877 千円
計	1,218,821 千円	1,381,412 千円	1,314,960 千円	1,333,233 千円
収集ごみ量	29,760t	28,479t	27,486t	26,383t
1t 当たり処理費	40,955 円/年	48,506 円/年	47,841 円/年	50,534 円/年
10 月現在人口	132,325 人	132,252 人	132,182 人	132,075 人
一人当たり処理費	9,211 円/年	10,445 円/年	9,948 円/年	10,095 円/年

(3) し尿処理費

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	66,775 千円	65,837 千円	75,908 千円	59,352 千円
処理費	5,019 千円	5,470 千円	4,978 千円	3,905 千円
車両等購入費	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
委託費	462 千円	462 千円	534 千円	0 千円
組合分担金	39,535 千円	32,130 千円	42,392 千円	45,957 千円
その他	0 千円	0 千円	0 千円	1,392 千円
計	111,791 千円	103,899 千円	123,812 千円	110,606 千円
生し尿処分量	346 kℓ	301 kℓ	297 kℓ	280 kℓ
1 kℓ 当たり処理費	323,095 円/kℓ	345,179 円/kℓ	416,875 円/kℓ	395,021 円/kℓ
10 月現在汲取人口	227 人	227 人	205 人	177 人
一人当たり処理費	492,471 円/年	457,705 円/年	603,961 円/年	624,893 円/年

Ⅲ 施設・車両

1 施設位置図



2 高座クリーンセンター

- 所在地 海老名市本郷1番地の1
- 設置市 座間市・海老名市・綾瀬市
- 設置年月日 昭和38年12月28日

(1) 高効率ごみ発電施設

処 理 方 式	ストーカ炉+灰資源化方式
処 理 能 力	122.5t/日×2炉
処 理 対 象 物	可燃ごみ、可燃残さ、汚泥、し渣
竣 工 年 月	平成31年3月
1日の稼働時間	24h/日
計 量 器 の 有 無	有
運 営	高座エコクリエーション株式会社

(2) マテリアルリサイクル施設

処 理 対 象 物	不燃ごみ、粗大ごみ、蛍光管、乾電池
処 理 能 力	14t/5h
竣 工 年 月	平成31年3月
1日の稼働時間	5h/日
運 営	高座エコクリエーション株式会社

(3) し尿処理施設

処理対象：処理方法	し尿：固液分離・希釈後下水道放流 汚泥：脱水後ごみ焼却施設へ搬出
処 理 能 力	し尿：10k1/日 浄化槽汚泥：38k1/日
竣 工 年 月	平成26年3月
運 営	高座エコクリエーション株式会社

3 市内施設

(1) 座間市資源リサイクルセンター

所在地	座間市小松原一丁目45番16号
設置市	座間市
設置年月日	平成4年12月18日
施設内容	資源選別場（スチール缶プレス機、アルミ缶プレス機、缶びん選別施設）
施設面積	1,900 m ²
運営	座間市リサイクル協同組合

(2) 座間市第2資源リサイクルセンター

所在地	座間市新田宿2216番地
設置市	座間市
設置年月日	平成13年3月31日
施設内容	プラスチック製容器包装選別・圧縮
施設面積	1,496.23 m ²
運営	座間市リサイクル協同組合

(3) 座間市生活雑排水処理施設

所在地	座間市相模が丘六丁目1426番地3
設置市	座間市
完成年月日	昭和58年3月30日（平成18年2月28日改修）
処理方法	接触酸化ばっ気方式から油水分離槽4連式に改修
処理能力	25 m ³ /日
敷地面積	581.8 m ²

(4) 座間市クリーンセンター

所在地	座間市入谷西二丁目52番14号
設置市	座間市
設置年度	平成8年度
敷地面積	855.9 m ²
建物面積	608.02 m ²

4 車両保有状況

(令和5年4月1日現在)

(1) ごみ収集車

(単位：台)

担当：クリーンセンター

車両区分（積載量）	保有台数
パッカー車（3t）	20
パッカー車（4t）	1
プレス車（4t）	5
ダンプ車（2t）	2
トラック車（1t）	2
合計	30

(2) し尿収集車

(単位：台)

担当：クリーンセンター

車両区分（積載量）	保有台数
小型収集車（2t）	2（1）
合計	2（1）

(3) 生活排水収集車

(単位：台)

担当：クリーンセンター

車両区分（積載量）	保有台数
小型収集車（3t）	2
小型収集車（2t）	1（1）
合計	3（1）

※（ ）内は保有台数中の予備車両数を示す

Ⅳ ごみ・資源

1 ごみ・資源物処理の実績

(1) 令和5年度月別ごみ・資源物の排出量

(単位：人、トン)

担当：ゼロカーボン推進課、リユース推進課

区分 月	人口	生活系排出量					事業系 排出量	全排出量
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源物	小計		
4	132,072	1,475	23	26	673	2,197	432	2,629
5	132,028	1,620	39	29	753	2,441	473	2,914
6	132,113	1,504	23	32	697	2,256	457	2,713
7	132,143	1,520	19	27	646	2,212	468	2,680
8	132,083	1,580	24	35	662	2,301	474	2,775
9	132,055	1,421	22	26	621	2,090	453	2,543
10	132,075	1,478	25	28	687	2,202	452	2,654
11	132,013	1,508	25	31	643	2,204	434	2,638
12	131,913	1,579	26	34	682	2,321	448	2,769
1	131,909	1,553	25	31	611	2,220	425	2,645
2	131,911	1,329	22	35	512	1,898	411	2,309
3	131,875	1,398	20	37	570	2,025	434	2,459
合計		17,964	291	371	7,757	26,383	5,361	31,744

※四捨五入をしているため、各数値の計は一致しないことがあります。

(2) ごみ・資源物排出量の年度別推移

ア ごみ・資源物排出量の年度別推移推移

(単位：トン)

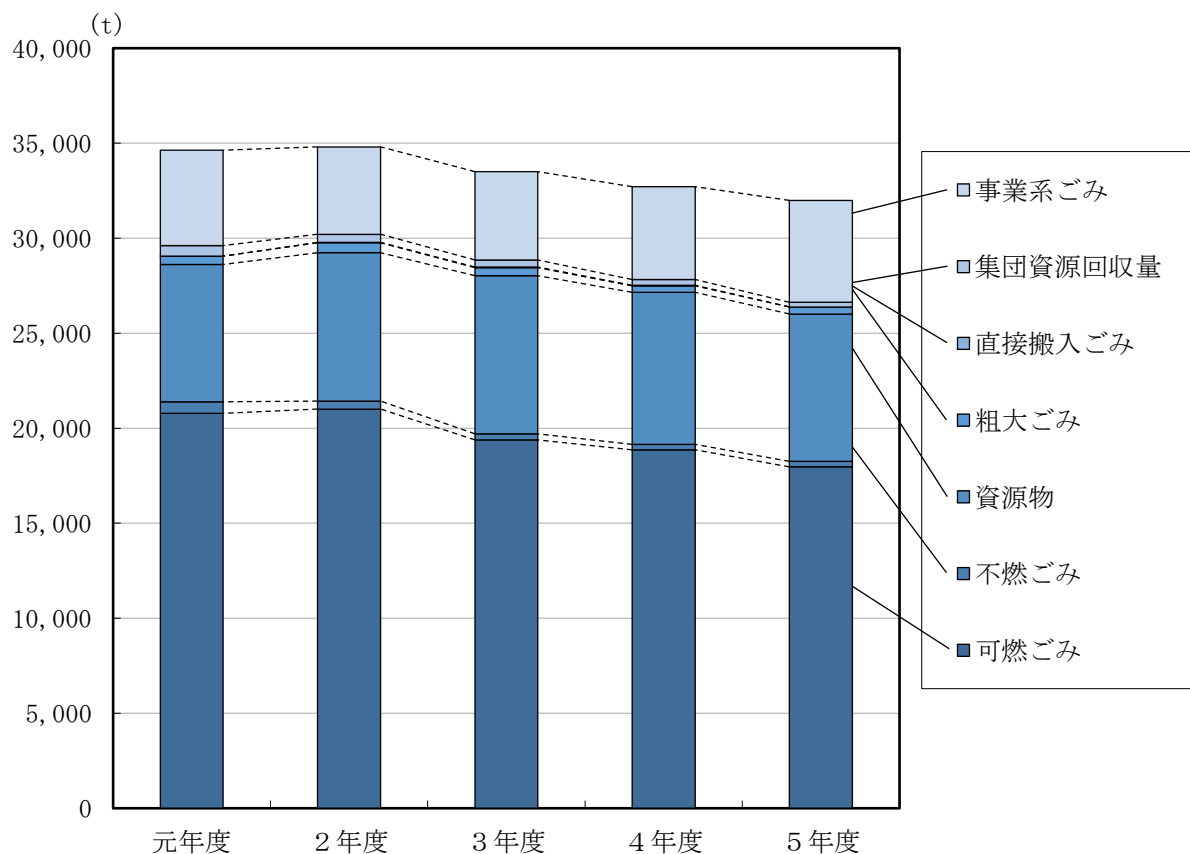
担当：ゼロカーボン推進課、リユース推進課

項目				R 1	R 2	R 3	R 4	R 5		
ごみ排出量	ごみ排出量			34,638	34,808	33,500	32,715	31,990		
	排出源	家庭系ごみ			29,604	30,210	28,846	27,830	26,629	
		事業系ごみ			5,034	4,598	4,654	4,885	5,361	
	持込み等区分	収集ごみ（市直営・委託業者）			29,055	29,661	28,449	27,486	26,383	
		許可業者による収集			5,034	4,598	4,654	4,885	5,361	
		直接搬入ごみ			3	21	30	32	0	
		集団資源回収量			546	429	367	312	246	
		分別区分	可燃ごみ（収集ごみ・許可業者）			25,819	25,606	24,032	23,745	23,325
			可燃ごみ（直接搬入ごみ）			3	0	0	0	0
	不燃ごみ			613	420	365	327	291		
	資源物			7,217	7,808	8,309	7,996	7,757		
	粗大ごみ			440	524	427	335	371		
	集団資源回収量			546	429	367	312	246		
	家庭系ごみ	可燃ごみ			20,785	21,008	19,378	18,860	17,964	
		不燃ごみ			613	420	335	295	291	
		資源物			7,217	7,808	8,309	7,996	7,757	
		粗大ごみ			440	524	427	335	371	
		直接搬入ごみ			3	21	30	32	0	
		集団資源回収量			546	429	367	312	246	
	事業系ごみ			5,034	4,598	4,654	4,885	5,361		
処理区分	粗大ごみ処理施設搬入量			1,053	944	723	601	601		
	破砕量	破砕量			1,053	944	723	601	601	
		破砕後焼却			941	847	698	583	583	
		破砕後資源化			112	97	25	18	18	
	焼却施設搬入量			26,875	26,571	24,824	24,407	23,987		
	焼却量			26,763	26,543	24,032	23,745	23,325		
	焼却残さ量			3,337	3,160	2,809	2,844	2,640		
	資源化量			2,573	2,786	2,207	2,221	1,921		
	焼却残さ資源化による減量化量			764	374	479	392	518		
	資源化量（焼却残さ由来・集団資源回収を除く）			7,329	7,926	8,403	8,075	7,836		
	総資源化量			10,459	11,145	10,979	10,609	10,004		
	埋立量			108	107	123	231	201		
	リサイクル率				30.2%	32%	32.7%	32.4%	31.27%	

イ 一人一日あたりのごみ・資源物排出量の年度別推移

担当：ゼロカーボン推進課、リユース推進課

項目	単位	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
人口（各年度 10 月 1 日）	人	130,608	132,180	132,252	132,182	132,075
年度間日数	日	366	365	365	365	366
ごみ排出量	トン	34,638	34,808	33,500	32,715	31,990
家庭系ごみ	トン	29,604	30,210	28,846	27,830	26,629
家庭系ごみ （資源物・集団資源回収除く）	トン	21,841	21,973	20,170	19,522	18,626
事業系ごみ	トン	5,034	4,598	4,654	4,885	5,361
一人一日あたりの排出量	g/人・日	735	721	694	678	662
家庭系ごみ	g/人・日	628	626	598	577	551
家庭系ごみ（可燃ごみ）	g/人・日	441	435	401	391	372
家庭系ごみ（不燃ごみ）	g/人・日	13.01	8.71	7.56	6.78	6.02
家庭系ごみ（資源物）	g/人・日	153	162	172	166	160
家庭系ごみ（粗大ごみ）	g/人・日	9.34	10.86	8.85	6.94	7.67
家庭系ごみ（直接搬入ごみ）	g/人・日	0.06	0.44	0.62	0.66	0.00
家庭系ごみ（集団資源回収）	g/人・日	11.6	88.9	76	6.47	5.09
一人一日あたりの焼却量	g/人・日	568	550	498	492	483
ごみ排出量中に占める資源の割合	%	23.0%	22.4%	25.9%	25.4%	25.0%



3 R ってなに？

3 R	リデュース (Reduce) ごみを減らそう	できるだけ、ごみは作らない、増やさない、出さない。	・むだな物を買ったり、もらったりしない。 ・安売りだからといって沢山まとめて買ったりせず、必要な分だけを買う。 ・シャンプーなどは詰め替えのできる物を買う。 ・買い物に行く時は、マイバッグを持って行き、レジ袋はもらわない。 ・必要のない包装は断る。
	リユース (Reuse) くり返し使おう	まだ使える物は、ごみにしないで別の使い方を考える。	・牛乳びんやビールびんなどのように、何度も使える物を選んで使う。 ・着なくなった洋服でも知り合いにあげたり、フリーマーケットに出したりする。 ・壊れてしまった物や古くなった物でも、なるべく修理して使う。
	リサイクル (Recycle) 資源として再利用	捨てる時は、資源として再利用できるように正しく分けて捨てる。	・細かく砕くなどして、そのまま製品の原材料として再利用するマテリアルリサイクル ・科学的に分解などをして製品の原料に戻して再利用するケミカルリサイクル ・燃やす時に発生する熱で発電したり、固形燃料に加工してエネルギー源として再利用したりするサーマルリサイクル

その他に・・・

再生可能なエネルギーの利用

(Renewable Energy)

- ・使い捨ての電池ではなく充電電池を使用する、太陽光発電を利用するなど、繰り返し使うことの出来るエネルギーを選んで使おうという考え方です。



2 ごみの減量化対策

(1) 分別収集による減量化

平成4年度から資源物の分別収集を行い、資源リサイクルセンターにおいて選別作業等をして資源の有効利用に努めている。

ア 分別収集による資源物回収量の年度別推移

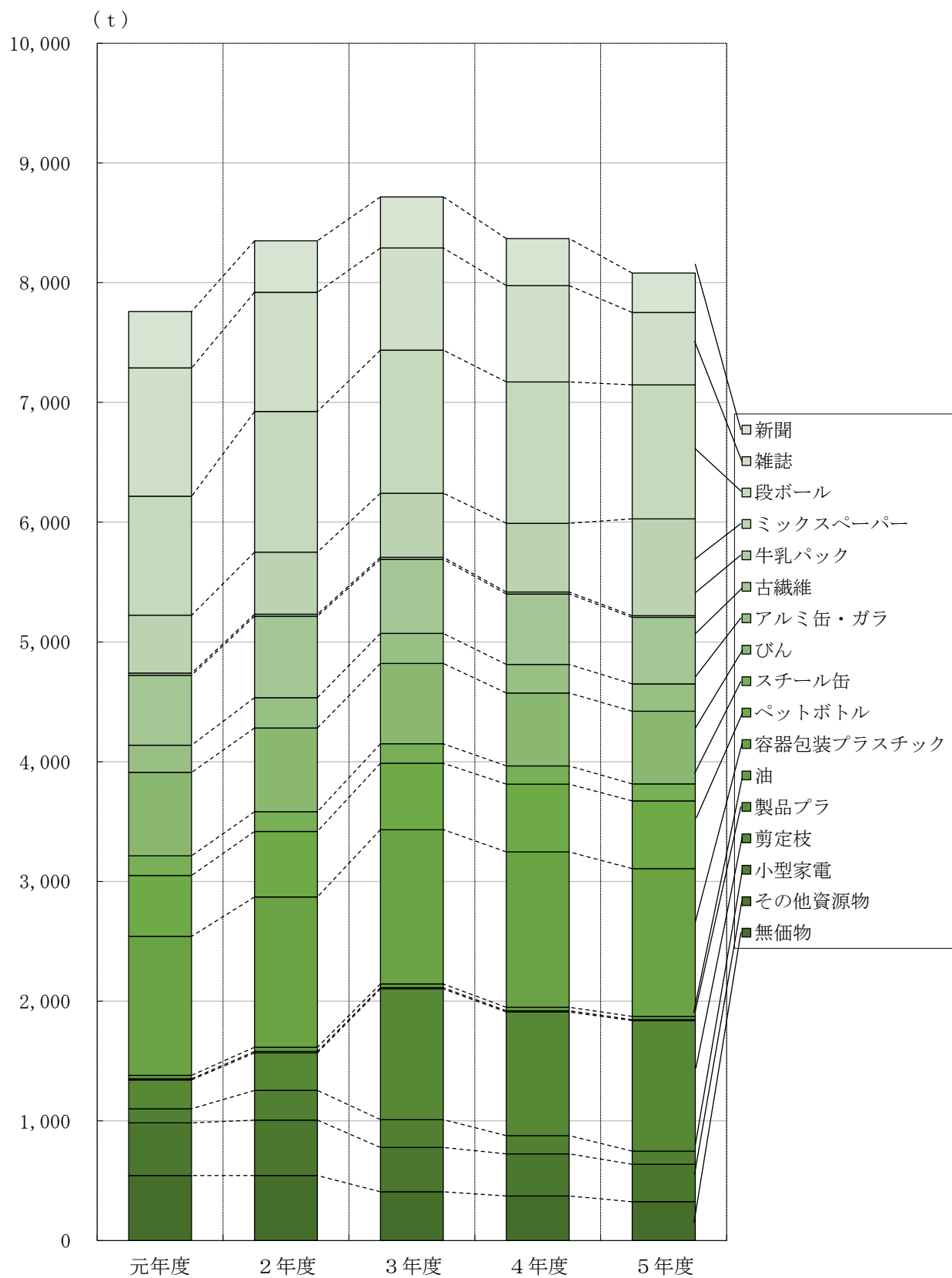
(単位：トン)

担当：リユース推進課

品 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新	聞	472	431	427	393	330
雑	誌	1,072	996	853	803	605
段	ボ ー ル	993	1,174	1,195	1,182	1,119
ミ	ックスペーパー	484	518	535	573	808
牛	乳 パ ッ ク	18	17	17	16	14
古	織 維	583	681	619	590	555
ア	ル ミ 缶 ・ ガ ラ	228	252	251	237	229
び	ん	696	700	671	609	606
ス	チ ー ル 缶	165	165	163	153	142
ペ	ットボトル	508	547	554	566	567
容器包装プラスチック		1,161	1,256	1,289	1,297	1,234
油		29	34	31	29	26
自	転 車	0	0	0	0	0
製	品 プ ラ	9	13	10	10	9
剪	定 枝	241	313	1,091(966)	1,033(845)	1,090(962)
小	型 家 電	118	248	234	153	110
その他資源物		440	463	369	352	313
小 計		7,217	7,808	8,309	7,996	7,757
無 価 物	可 燃	113	118	114	115	86
	不 燃	430	377	294	257	238
合 計		7,760	8,303	8,717	8,368	8,081

※無価物の可燃・不燃とは、分別収集をしたが結果的に資源物とならなかったもの。

※令和3年度以降は、剪定枝の品目に木質粗大も含んでいます。() 内が剪定枝重量。



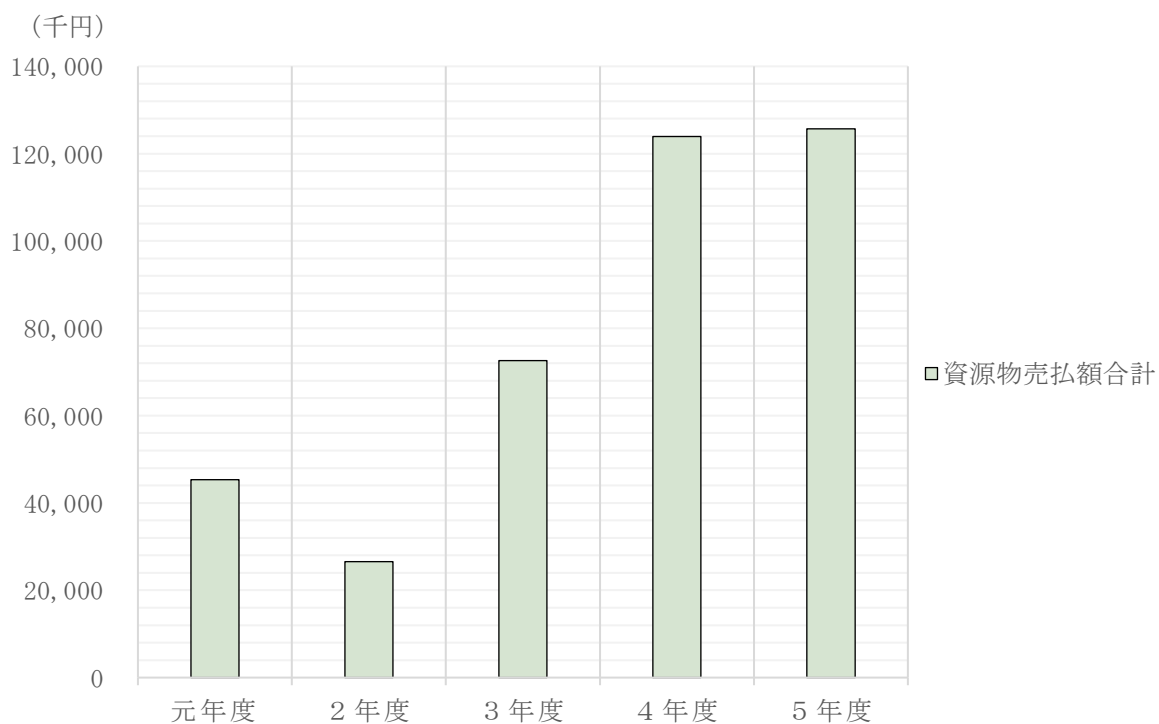
イ 分別収集による資源物売払い状況の年度別推移（税込み）

（単位：円）

担当：リユース推進課

品 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新 聞	2,888,300	1,069,690	2,821,396	4,451,453	5,385,375
雑 誌	2,555,107	329,718	1,589,146	5,902,402	7,404,210
段 ボ ー ル	4,294,952	1,418,135	6,512,308	13,064,051	15,092,790
ミックスペーパー	-344,116	-1,708,872	200,783	2,155,423	2,839,935
牛 乳 パ ッ ク	151,529	88,638	94,204	139,381	238,170
古 織 維	1,171,203	679,371	6,824,829	15,003,835	13,391,820
アルミ缶・ガラ	28,838,512	30,597,673	50,798,366	61,615,481	49,395,880
ス チ ー ル 缶	1,917,783	1,871,997	5,484,380	5,953,305	4,615,545
ペ ッ ト ボ ト ル	2,279,959	2,588,472	3,181,941	15,798,761	10,937,200
油	569,084	682,803	610,830	1,223,068	1,356,090
自 転 車	0	0	0	0	0
製 品 プ ラ	21,363	13,926	11,154	11,176	9,370
小 型 家 電 (処理費、運搬費含む)	-454,080	-13,044,177	-13,032,887	-9,223,372	-2,716,840
そ の 他	1,419,118	1,955,999	7,499,903	7,818,554	17,713,691
合 計	45,308,714	26,543,373	72,596,353	123,913,518	125,663,236

※端数処理のため、各数値の計が一致しない場合があります。



(2) 集団資源回収事業による減量化

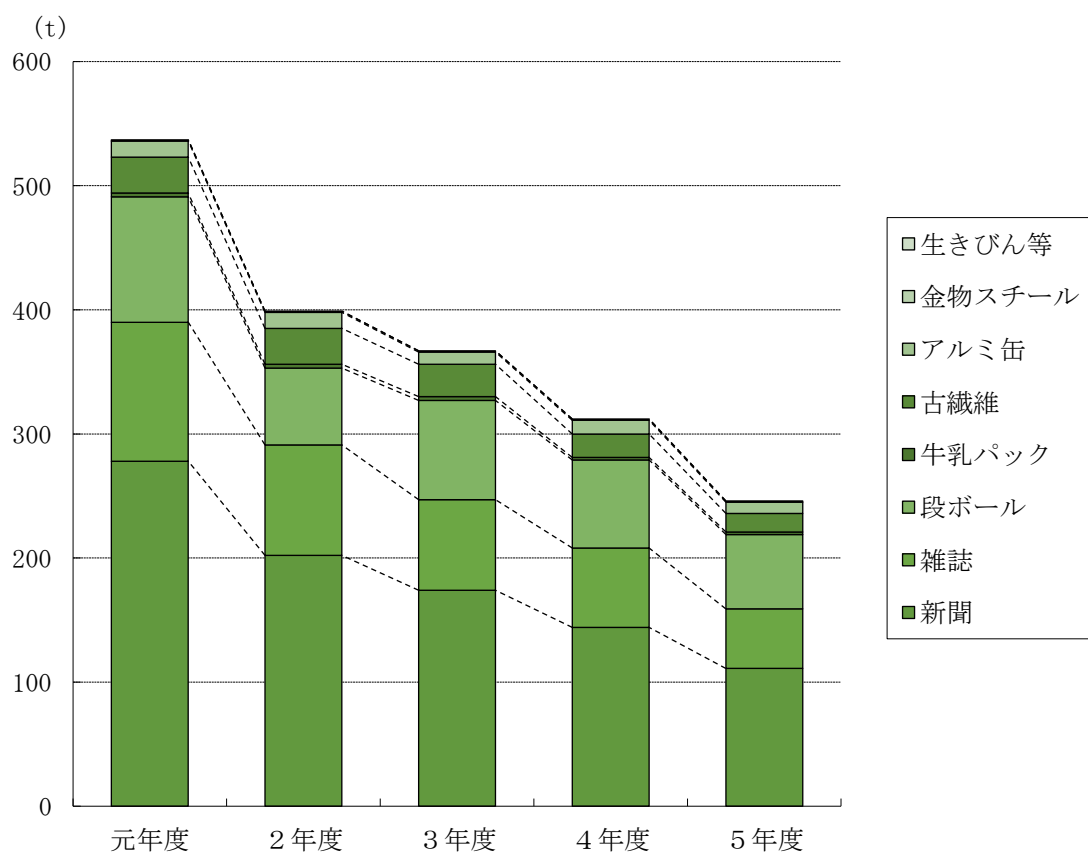
昭和61年度から平成30年度まで、「座間市集団資源回収事業に関する要綱」を定め、子供会、自治会等による資源回収運動を推奨していた。令和元年度に当該制度は廃止されたが、新たに環境美化等推進団体報奨金制度における報奨金対象活動の一つとして位置付け、引き続き活動を奨励している。

ア 集団資源回収事業による資源化の年度別推移

(単位：トン)

担当：クリーンセンター

品 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新 聞	278	202	174	144	111
雑 誌	112	89	73	64	48
段 ボ ー ル	101	92	80	71	60
牛 乳 パ ッ ク	3	3	3	2	2
古 繊 維	37	29	26	19	15
ア ル ミ 缶	14	13	10	11	9
金 物 ス チ ール	1	1	1	1	1
生 き び ん 等	0	0	0	0	0
合計（回収総量）	546	429	367	312	246



イ 実施団体及び登録団体の年度別推移

(単位：団体)

担当：クリーンセンター

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自治会	7	15	26	27	26
子供会	15	14	11	11	8
老人会	1	2	3	3	3
婦人会	0	0	0	0	0
P T A	0	1	1	1	1
その他	8	9	9	13	13
合 計	31	41	50	55	51
登録団体数	-	-	-	-	-

※令和元年度以降は、環境美化等推進団体のうち集団資源回収事業を実施した団体の数

(３) 高座清掃施設組合による減量化

高座清掃施設組合に搬入された不燃ごみの中から鉄くず等を手選別により資源化し、ごみの減量化及び資源の有効利用に努めている。

ア 高座清掃施設組合による資源化の年度別推移

(単位：トン)

担当：リユース推進課

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
鉄 く ず	70	75	53	41	42
非 鉄 金 属	0	0	0	0	0
乾 電 池	32	34	32	31	30
蛍 光 灯	10	9	9	7	7
焼 却 残 さ	2,584	2,790	2,209	2,222	1922
合 計	2,696	2,908	2,303	2,301	2,001

(4) 各事業等による資源化の推移

担当：リユース推進課

年度 区分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計 画 収 集 量	①分別収集による資源化量	7,328t	7,808t	8,309t	7,996t	7,757t
	②高座清掃施設組合による資源化量	2,389t	2,908t	2,303t	2,301t	2,001t
	③計 ①＋②	9,717t	10,716t	10,612t	10,297t	9,758t
	④年間収集量 〔事業系除く〕	29,705t	29,781t	28,479t	27,518t	26,383t
⑤集団資源回収による資源化量		546t	429t	367t	312t	246t
⑥資源物排出量 ①＋⑤		7,763t	7,646t	8,676t	8,308t	8,003t
⑦生活系総排出量 ④＋⑤		29,604t	30,210t	28,846t	27,830t	26,629t
⑧生活系総排出量に占める分別収集・集団資源回収による資源化率 ⑥／⑦		26.2%	25.3%	30.0%	29.9%	30.1%
⑨人口（10月1日現在）		130,608人	132,325人	132,252人	132,182人	132,075人
⑩世帯数（10月1日現在）		59,235世帯	60,257世帯	60,742世帯	61,382世帯	62,032世帯
1人当たり 排出量	⑪分別収集 ①／⑨	56.92 kg	59.01 kg	62.83 kg	60.49 kg	58.73kg
	⑫集団資源回収 ⑤／⑨	7.67 kg	3.24 kg	2.78 kg	2.36 kg	1.86kg
	⑬計 ⑪＋⑫	64.60 kg	62.25 kg	65.61 kg	62.85 kg	60.59kg
世帯当たり 排出量	⑭分別収集 ①／⑩	131.07 kg	129.58 kg	136.79 kg	130.27 kg	125.05kg
	⑮集団資源回収 ⑤／⑩	17.67 kg	7.12 kg	6.04 kg	5.08 kg	3.97kg
	⑯計 ⑭＋⑮	148.74 kg	136.70 kg	142.83 kg	135.35 kg	129.01kg

(5) 生ごみ処理容器購入費補助制度

ごみの減量化対策の一環として、一般家庭より排出される生ごみを堆肥化させるための処理容器を広く市民に利用してもらうために、平成8年度に「座間市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱」を定めた。

また、平成10年度から電動式生ごみ処理機の購入費の補助を実施している。

ア 生ごみ処理容器購入費補助台数

担当：ゼロカーボン推進課

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
台数(台)	9	6	44	43	21

イ 電動式生ごみ処理機購入費補助台数

担当：ゼロカーボン推進課

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
台数(台)	31	33	121	128	119

3 環境美化事業

(1) 美化共同清掃作業

美しい自然と明るい清らかな環境づくりと公衆道徳の高揚を図るため毎年秋に美化デーを定め、市民総ぐるみで清掃活動を実施している。

なお、平成25年度までは、市内を東部と西部に分け実施していたが、平成26年度から市内一斉実施とした。

ア 令和5年度美化デー実施結果

担当：クリーンセンター

市内一斉実施日	参加者	ごみ収集量
令和5年11月5日（日）	10,178人	52,720kg

イ 年度別ごみ収集量

担当：クリーンセンター

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集量(t)	40.02	39.38	36.32	50.77	52.72

※平成25年度から、美化デーごみは剪定枝として資源化

(2) 相模川クリーンキャンペーン

かながわクリーン作戦の一環事業としてボランティアグループ等の協力により毎年、市域の相模川河川敷に散乱するごみや空き缶類の清掃活動を展開し、美化意識の高揚と普及に努めている。

ア 令和5年度参加人数

担当：クリーンセンター

市内一斉実施日	参加者	ごみ収集量
令和5年9月3日（日）	1,354人	3.7t

イ 年度別ごみ収集量

担当：クリーンセンター

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集量(t)	3.7	中止	中止	2.4	3.7

(3) 不法投棄防止パトロール

建築廃材や家電製品等の不法投棄が依然後を絶たない状況にあり、その防止を図るため、県・市合同、市単独で定期的に山林や河川等のパトロールを実施している。

また、土地の所有者に自己管理を十分行うよう防止柵の設置等の指導をしている。

ア 令和5年度県・市不法投棄防止監視合同パトロール 実施日及び撤去量

担当：クリーンセンター

実 施 日	年間撤去量
令和5年5月16日（火） 令和5年11月16日（木）	20.6トン

V し 尿

1 令和5年度し尿及び浄化槽汚泥月別処分量

担当：ゼロカーボン推進課、クリーンセンター

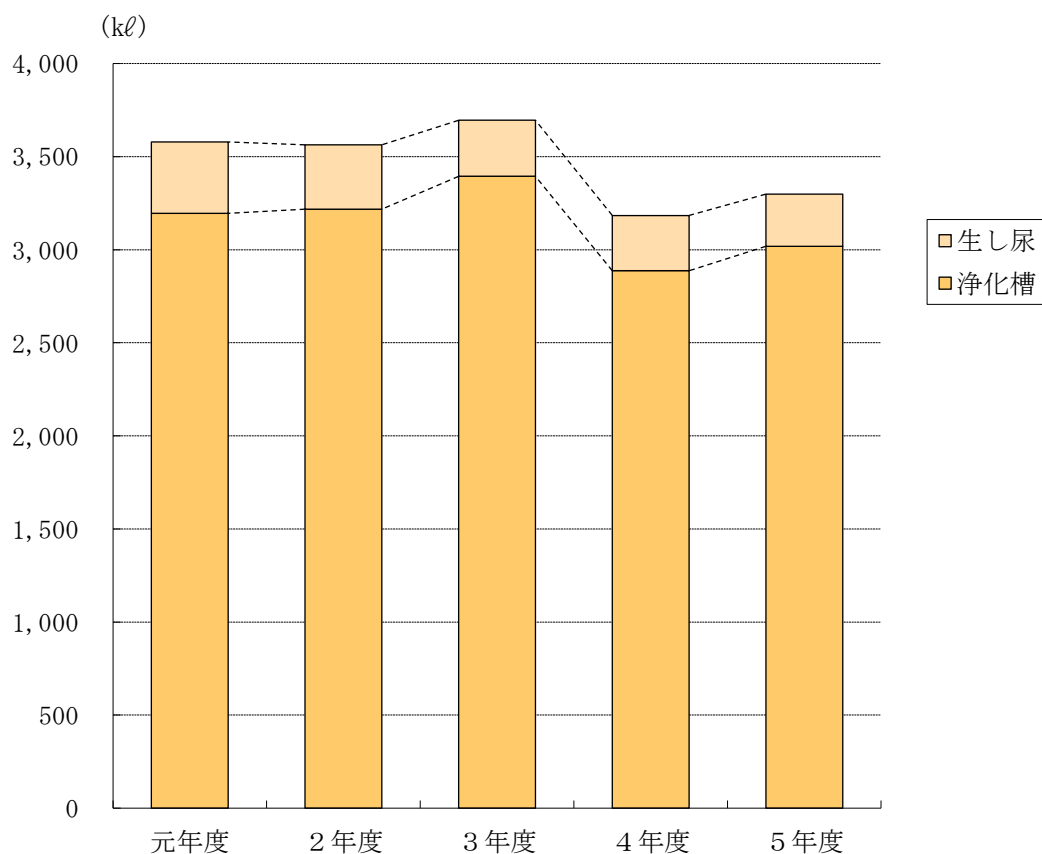
区分	生し尿処分量 (kℓ)	浄化槽処分量 (kℓ)	処分量合計 (kℓ)
4月	23.36	192.24	215.60
5月	24.05	268.06	292.11
6月	20.81	300.53	321.34
7月	19.82	268.70	288.52
8月	19.27	260.06	279.33
9月	19.89	260.79	280.68
10月	26.48	277.05	303.53
11月	24.26	243.27	267.53
12月	23.76	210.30	234.06
1月	24.49	281.64	306.13
2月	26.67	207.22	233.89
3月	27.60	247.99	275.59
合計	280.46	3,017.85	3,298.31

※ 浄化槽清掃は、許可業者によるもの。

2 し尿及び浄化槽汚泥処分量の推移

担当：ゼロカーボン推進課、クリーンセンター

年度	生し尿		浄化槽		合計	
	処分量 (kℓ)	前年比 (%)	処分量 (kℓ)	前年比 (%)	処分量 (kℓ)	前年比 (%)
R 元	383	△10.5	3,196	△4.8	3,579	△5.5
R 2	346	△9.7	3,218	0.7	3,564	△0.4
R 3	301	△13.0	3,394	5.5	3,695	3.7
R 4	297	△1.3	2,887	△14.9	3,184	△13.8
R 5	280	△5.7	3,018	4.5	3,298	3.6

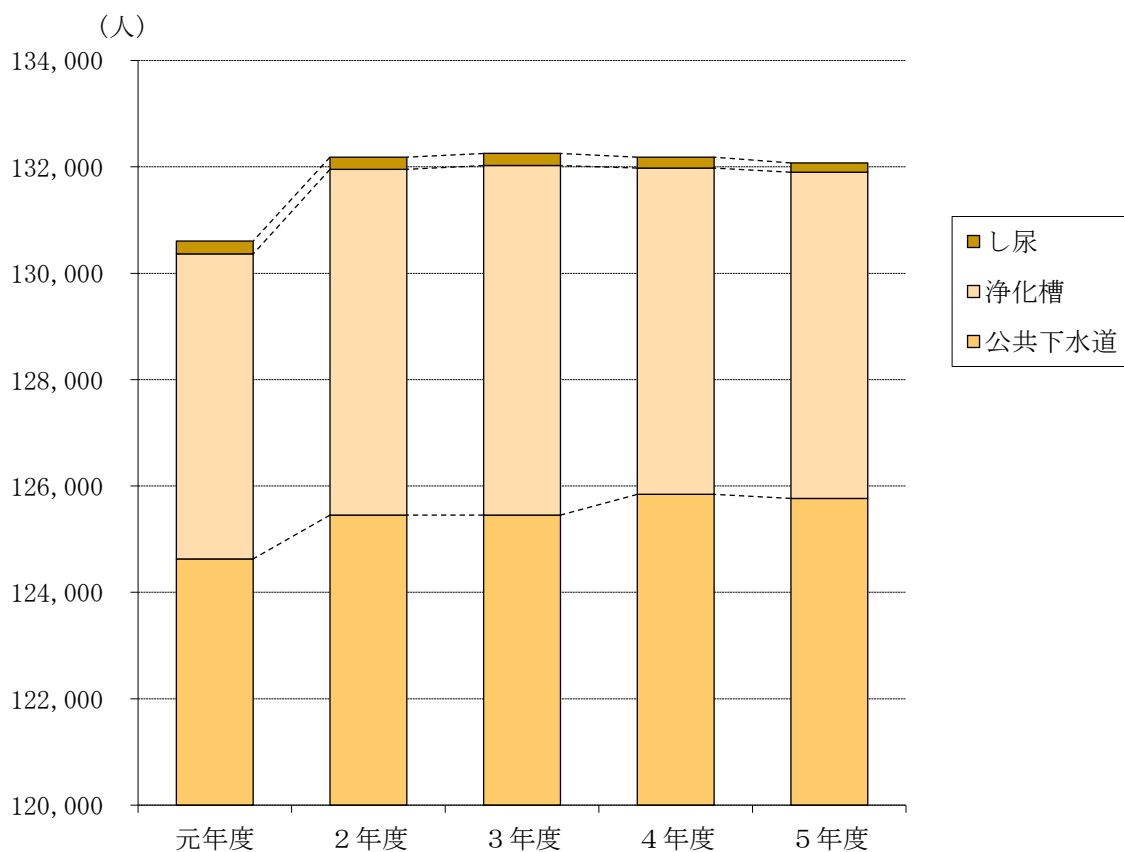


3 し尿処理区域内人口内訳

(各年度10月1日現在)

担当：ゼロカーボン推進課、クリーンセンター

年度	生し尿		浄化槽		公共下水道		合計
	処理人口 (人)	前年比 (%)	処理人口 (人)	前年比 (%)	処理人口 (人)	前年比 (%)	処理人口 (人)
R 元	244	△19.2	5,733	△6.3	124,631	1.3	130,608
R 2	227	△7.0	6,499	13.4	125,454	0.7	132,180
R 3	227	0.0	6,571	1.1	125,454	0.0	132,252
R 4	205	△9.7	6,134	△6.7	125,843	0.3	132,182
R 5	177	△13.7	6,133	△0.02	125,765	△0.06	132,075



VI 生活雜排水

1 生活雑排水の処理経過

公共下水道に未接続の家庭から排出される、台所、浴室等の汚水を貯留している浸透槽の汲み取りをし、昭和57年度に市内相模が丘に設置した「生活雑排水処理施設」で処理をしている。

2 令和5年度生活雑排水の処理の実績

(1) 月別作業件数及び処分量

担当：クリーンセンター

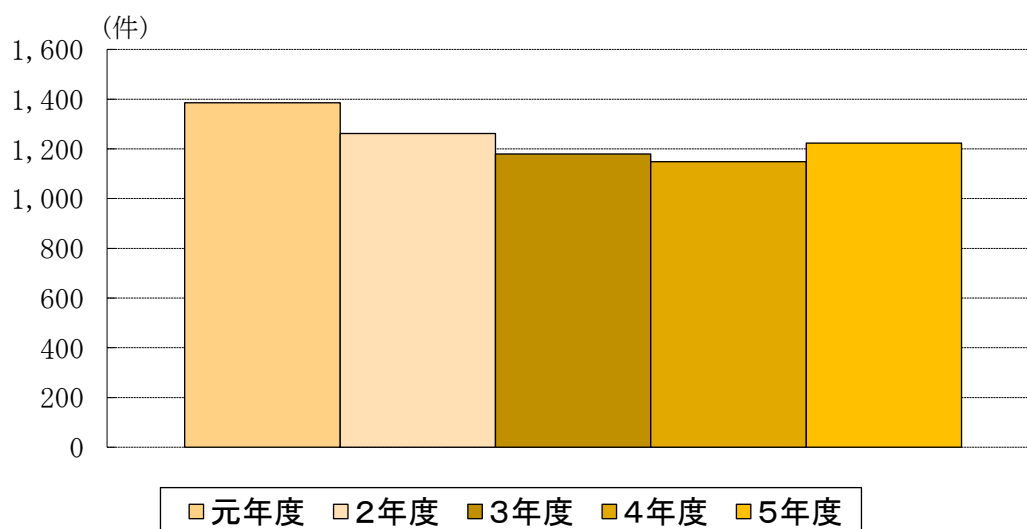
月	件数（件）	処分量（kℓ）
4	95	155.70
5	103	167.50
6	108	176.30
7	100	163.40
8	101	162.60
9	105	171.90
10	103	167.90
11	99	161.60
12	108	175.10
1	99	163.10
2	96	156.00
3	106	174.40
合計	1,223	1,995.5

3 年度別生活雑排水処理の実績

(1) 生活雑排水作業件数の推移

担当：クリーンセンター

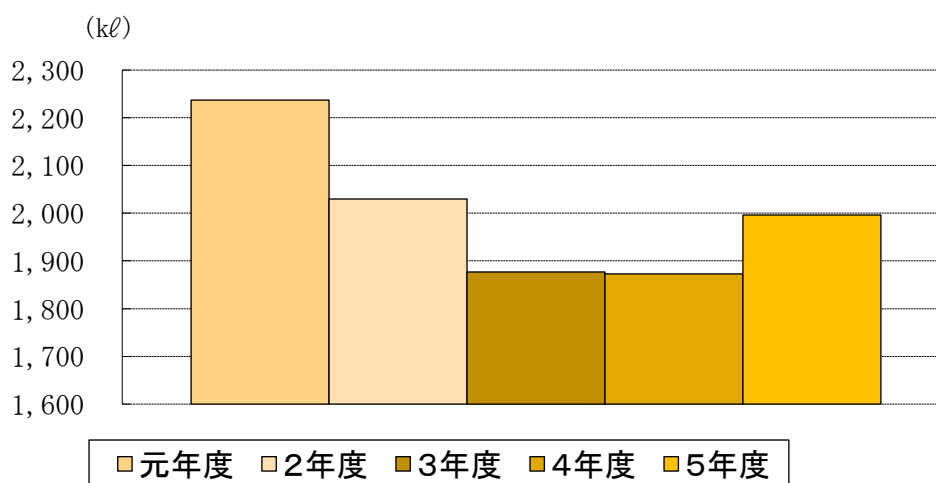
年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
件数(件)	1,385	1,262	1,179	1,148	1,223



(2) 生活雑排水処分量の推移

担当：クリーンセンター

年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
処分量(kℓ)	2,237	2,030	1,877	1,873	1,996



Ⅶ 条例・規則

1 座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(平成5年3月30日条例第14号)

改正 平成7年3月30日条例第24号 平成9年3月31日条例第17号
平成10年3月31日条例第10号 平成11年12月27日条例第36号
平成12年12月25日条例第36号 平成15年3月28日条例第7号
平成15年12月26日条例第31号 平成17年3月30日条例第12号
平成18年12月27日条例第40号 平成22年6月29日条例第7号
平成24年12月25日条例第31号 平成26年3月26日条例第3号
平成31年3月26日条例第7号

座間市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年座間市条例第15号）の全部を改正する。

目次

第1章総則（第1条―第6条）

第2章市民の参加及び協力（第7条―第11条）

第3章廃棄物の減量化及び資源化の促進（第12条―第19条）

第4章廃棄物の適正処理（第20条―第27条）

第5章一般廃棄物処理計画（第28条・第29条）

第6章生活環境影響調査結果の縦覧等（第30条―第34条）

第7章地域の清潔保持等（第35条―第39条）

第8章手数料等（第40条―第43条）

第9章雑則（第44条―第48条）

第10章罰則（第49条・第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の減量化及び資源化を促進するとともに、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化及び資源化の促進並びに廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進（以下「廃棄物の減量等」という。）に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民及び事業者の参加及び協力の推進並びに意識の啓発を図る等その他必要な措置を講じなければならない。

- 3 市は、前2項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、及び分別排出を促進することにより、廃棄物の減量等に努めなければならない。

- 2 市民は、前項の規定による廃棄物の分別排出を促進するために、集団資源回収等の自主的な活動への参加及び協力に努めなければならない。

- 3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量等に当たっては、相互に協力し、連携を保たなければならない。

第2章 市民の参加及び協力

(市民参加)

第7条 市長は、廃棄物の減量等に必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(啓発活動)

第8条 市長は、廃棄物の減量等に関する市民の意識の啓発を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(市民活動への支援)

第9条 市長は、廃棄物の減量等に関する市民の自主的な活動に対し、必要な情報、技術等の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(座間市廃棄物減量等推進審議会)

第10条 一般廃棄物の減量等に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査又は審議するため、座間市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(座間市廃棄物減量等推進員)

第11条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、座間市廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 座間市廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量等のための市の施策への協力その他の活動を行う。

第3章 廃棄物の減量化及び資源化の促進

(市の減量化及び資源化)

第12条 市は、その業務の遂行に当たっては、廃棄物の減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第13条 市長は、廃棄物の減量化及び資源化を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者に対し、必要な情報、技術等の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発並びに製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の改善を図り、かつ、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に定める再生資源をいう。）及び再生品を利用すること等により、廃棄物の資源化に努めなければならない。

(再生利用等促進物)

第15条 再生利用等を促進する必要があると認められる製品、容器等（以下「再生利用等促進物」という。）の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら回収を行うこと等により、その再生利用等の促進に努めなければならない。

2 市長は、再生利用等促進物の再生利用等が促進されるよう、事業者及び市民と協力して再生利用等の啓発等に努めなければならない。

(適正包装の推進)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用し、及び使用後の容器、包装材等の回収を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装等を選択できるよう努めるとともに、市民が容器、包装等を不要とし、又は返却する場合には、その回収等に努めなければならない。

3 市長は、適正な包装の推進を図るため、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発等の措置を講じなければならない。

(商品の選択)

第17条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器、包装等を勘案し、廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(減量化等計画書の提出)

第18条 市長は、事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの（以下「事業系一般廃棄物」という。）を多量に排出し、かつ、市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物を多量に排出する者（以下「多量排出者」という。）に対して、廃棄物の減量化、資源化等を図るよう指示することができる。

- 2 多量排出者は、前項の指示を受けたときは、規則で定めるところにより、廃棄物の処理に関する実績並びに廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 多量排出者は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（改善指導）

第19条 市長は、多量排出者が前条第2項の減量化等計画書に基づいても、なお、廃棄物の減量化、資源化等が図られていないと認めるときは、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

第4章 廃棄物の適正処理

（占有者等の協力義務）

第20条 土地又は建築物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）及び事業者は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、収集、運搬及び処分が容易にできるよう協力しなければならない。

- 2 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定に基づき市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

（1）有害性物質を含むもの

（2）危険性のあるもの

（3）引火性のあるもの

（4）著しく悪臭を発するもの

（5）容積又は重量の著しく大きいもの

（6）前各号に定めるもののほか、生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの及び市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

- 3 占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第21条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）

第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

（改善命令）

第22条 市長は、一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、前条の基準に従い処理しなかった者に対し、必要な改善を命ずることができる。

（市が処理する事業系廃棄物）

第23条 市は、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、事業系一般廃棄物について、第28条で定める一般廃棄物処理計画に基づき、収集及び運搬を行う。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物で、事業者に処理させることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上市が処理する必要があると認められるものとする。

3 前項の規定により市が処理する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(製品等の適正処理の確保)

第24条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対しその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第25条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

(事業者の回収義務等)

第26条 適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任で当該適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、回収するよう要請することができる。

(開発事業における事前協議)

第27条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第5章 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画)

第28条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第29条 市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

第30条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(縦覧の場所及び期間)

第31条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を縦覧に供するときは、調査書の縦覧場所を告示するものとし、調査書の縦覧の期間は、当該告示の日の翌日から起算して1月間とする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第32条 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（環境影響評価との関係）

第33条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

（他の市町村の長との協議）

第34条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、当該市町村の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続の実施について協議するものとする。

第7章地域の清潔保持等

（公共の場所の清潔保持等）

第35条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚してはならない。

2 公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器を設けること等により、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

3 公共の場所の管理者は、廃棄物の資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

4 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

（地域の生活環境）

第36条 土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建築物及びそれらの周囲の清潔の保持を推進し、相互に協力するよう努めなければならない。

（一般廃棄物の搬出等）

第37条 占有者等は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建築物内の一般廃棄物を排出しようとするときは、種類ごとの分別（市の一般廃棄物処理計画に基づく分別をいう。）を行い、一般廃棄物を搬出する所定の場所（以下「一般廃棄物集積所」という。）に搬出しなければならない。

2 占有者等は、自ら一般廃棄物を一般廃棄物集積所に搬出するときは、一般廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないよう努めるとともに、一般廃棄物集積所を常に清潔にしておかなければならない。

3 市長は、占有者等が前項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者等に対し、期限を定めて、改善その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第38条 市及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物集積所に搬出された一般廃棄物のうち、資源物（資源化を目的として収集するもの（規則で定めるものに限る。）をいう。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

(土地所有者等の責務)

第39条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、その周囲に囲いを設ける等必要な措置を講じなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

3 市長は、土地所有者等が第1項の規定による必要な措置を講じていないと認められ、かつ、当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害しているとき、当該土地所有者等に対して、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

第8章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第40条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の手数を算出する基礎となる人員及び数量は、市長の認定するところによる。

3 し尿の手数料について、人員により手数料を算出する世帯であっても便槽の管理等が十分でないために地下水等が浸入するものにあつては、人員により算出した手数料によらず従量により算出した手数料を徴収することができる。

(手数料の減免等)

第41条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項及び第3項に規定する手数料を減免することができる。

2 前条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物の処分費用)

第42条 法第13条第2項の規定に基づき市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する処分に要する費用（以下「処分費用」という。）の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、処分費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業の許可申請手数料等)

第43条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこ

これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1 件につき 5,000 円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1 件につき 5,000 円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1 件につき 5,000 円
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1 件につき 5,000 円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1 件につき 3,000 円
- (6) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1 件につき 3,000 円

2 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1 件につき 5,000 円
- (2) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1 件につき 3,000 円

3 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 9 章 雑則

（報告の徴収等）

第 44 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等、事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し、必要な報告を求め、又は指示することができる。

（立入検査）

第 45 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（清掃指導員）

第 46 条 市長は、廃棄物の減量等に関する指導の職務を行わせるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

2 前項の清掃指導員は、市職員のうちから市長が任命する。

（技術管理者の資格）

第 47 条 法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
- (委任)

第48条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

第49条 第38条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成５年７月１日から施行する。
(座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正)
- 2 座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例（昭和４８年座間市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成７年３月３０日条例第２４号）

この条例は、平成７年１０月１日から施行する。

附 則（平成９年３月３１日条例第１７号）

- 1 この条例は、平成９年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用から適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

附 則（平成１０年３月３１日条例第１０号）

- 1 この条例は、平成１０年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用から適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

附 則（平成１１年１２月２７日条例第３６号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１２年１２月２５日条例第３６号）

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年３月２８日条例第７号）

- 1 この条例は、平成１５年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用から適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

附 則（平成１５年１２月２６日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年３月３０日条例第１２号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年１２月２７日条例第４０号）

- この条例は、平成１９年４月１日から施行する。
- この条例の施行前に申込みをした動物の死体の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成２２年６月２９日条例第７号）

- この条例は、平成２２年７月１日から施行する。ただし、第２３条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用から適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年１２月２５日条例第３１号）

（施行期日）

- この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
（座間市証紙条例の一部改正）
- 座間市証紙条例（平成７年座間市条例第２号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成２６年３月２６日条例第３号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２６日条例第７号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

別表第１（第４０条関係）

種別	取扱区分			手数料	
				基本料金	加算料金
し尿	1世帯	人員によるもの	1月に1回行った場合又は 1月に2回以上行った場合 の1回目	月額105円	1人につき105円
			1月に2回以上行った場合 の2回目以降		1回につき210円
		従量によるもの	1月に1回行った場合又は 1月に2回以上行った場合 の1回目	月額105円	36リットルにつき105円
			1月に2回以上行った場合 の2回目以降		36リットルにつき105円

	事業所、工場等	36リットルにつき126円
粗大ごみ	一般家庭又はこれに準ずるものから臨時に排出される物を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。ただし、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器は除く。	1個につき500円
上記以外の一般廃棄物	排出量が常時1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の物を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1キログラムにつき39円
	高座清掃施設組合へ搬入するとき。	高座清掃施設組合の条例による。
	市長が指定する処分地へ搬入するとき。	1キログラムにつき26円

備考

- し尿の手数料を算出する基礎となる人員及び数量の取扱いは、次のとおりとする。
 - 世帯の人員は、毎月1日現在における人員による。ただし、1歳未満の者は除く。
 - 数量は、36リットル未満のとき又はその数量に36リットル未満の端数があるときは、その数量を36リットルとして計算する。
- 粗大ごみの1個とは、1辺の長さがおおむね50センチメートルを超えるものとする。
- し尿及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が1キログラム未満のとき又はその数量に1キログラム未満の端数があるときは、その数量を1キログラムとして計算する。

別表第2（第42条関係）

取扱区分	費用
（1）第23条の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処分地へ搬入するとき。	1キログラムにつき26円
（2）前号の規定により算出することが著しく実情にそぐわないと市長が認めるとき。	1立方メートルにつき2,625円

備考 産業廃棄物の処分費用を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

2 座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 施行規則

(平成5年3月30日規則第19号)

改正 平成7年3月30日規則第33号 平成10年6月5日規則第26号
平成10年7月3日規則第31号 平成15年12月26日規則第26号
平成16年3月31日規則第31号 平成17年3月25日規則第23号
平成18年3月30日規則第8号 平成18年12月27日規則第66号
平成20年2月1日規則第1号 平成22年9月29日規則第30号
平成23年12月19日規則第47号 平成25年1月18日規則第1号
平成26年3月19日規則第7号 令和4年12月27日規則第55号

座間市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年座間市規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年座間市条例第14号。以下「条例」という。）第48条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

（座間市廃棄物減量等推進審議会の委員）

第3条 条例第10条第2項の座間市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市内の民間団体等の代表者
- （3）公募による市民
- （4）その他市長が適当と認めた者

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任をすることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(座間市廃棄物減量等推進員)

第6条 条例第11条第1項の座間市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の数は、44人以内とする。

(任期)

第7条 推進員の任期は2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任することができる。

(活動状況の報告等)

第8条 推進員は、活動状況を書面により、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の時期は、市長が別に定める。

3 推進員は、その職務を遂行するときは、座間市廃棄物減量等推進員証明書（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(減量化等計画書)

第9条 条例第18条第1項の規定により市長が廃棄物の減量化、資源化等を図るよう指示することができる多量排出者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 1月に10トン以上の事業系一般廃棄物を積算期間（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）中継続して排出した事業者

(2) 積算期間内に120トン以上の事業系一般廃棄物を排出した事業者

2 前項の規定にかかわらず、積算期間の途中から新たに事業を開始した事業者にあつては、当該事業を開始した日の属する積算期間内に3月以上の事業期間があり、かつ、当該事業期間内に月平均10トン以上の事業系一般廃棄物を排出した事業者とする。

3 条例第18条第1項の規定による指示は、書面により行うものとする。

4 条例第18条第2項の減量化等計画書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 事業系一般廃棄物の総発生量の見込み

(2) 事業系一般廃棄物の種類及びその内訳ごとの数量の見込み

(3) 事業系一般廃棄物のうち減量化できるものの種類、数量及び方法

(4) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び再生品名並びに再生等の業務を他に委託する場合は、その委託先の名称及び所在地

(5) その他廃棄物の減量化、資源化等の計画

5 条例第18条第2項の規定による減量化等計画書の提出は、指示を受けた日から30日以内に行わなければならない。

6 条例第18条第3項の規定による届出は、減量化等計画書記載事項変更届出書（第2号様式）により速やかに行わなければならない。

(廃棄物の減量化、資源化等改善指導)

第10条 条例第19条の規定による指導は、書面により行うものとする。

(特別管理一般廃棄物排出の指示等)

第11条 占有者等又は事業者は、条例第20条第3項の規定による一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、特別管理一般廃棄物排出等届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

2 条例第20条第3項の規定による指示は、書面により行うものとする。
（廃棄物の処理の申込み等）

第12条 占有者等及び事業者は、廃棄物（定期収集に係るものを除く。）の処理を受けようとするときは、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、し尿の処理を新たに受けようとする者は、し尿処理申込書（第4号様式）により市長に申し込まなければならない。

3 前項の規定による申込みをした者は、当該申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。
（一般廃棄物の搬出の制限等）

第13条 市長は、粗大ごみの排出者に排出数の制限等必要な条件を付することができる。

2 市長は、常時1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物を搬出すべき場所及び方法を指示することができる。
（資源物）

第13条の2 条例第38条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）紙
 - （2）布
 - （3）缶
 - （4）びん
 - （5）ペットボトル
 - （6）プラスチック製容器包装
 - （7）廃食用油
 - （8）金属製の物及び金属製の部品を使用している物
- （命令）

第13条の3 条例第38条第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第5号様式）により行うものとする。

（臨時搬入）

第14条 市の機関並びに災害により多量の一般廃棄物が生じた占有者等及び事業者は、自ら一般廃棄物を収集し、運搬し、臨時に市の処理施設又は高座清掃施設組合（以下「組合」という。）へ搬入することができる。

2 前項の規定により組合へ搬入しようとする占有者等及び事業者は、一般廃棄物臨時搬入申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可したときは一般廃棄物臨時搬入許可証（第7号様式）を申請者に交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、組合へ搬入するものについては、市長は、事前に組合と協議し、決定するものとする。（改善命令）

第15条 条例第22条の規定による改善命令は、書面により行うものとする。

(適正処理困難物の指定等)

第16条 市長は、条例第25条の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示するとともに、書面により、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に通知するものとする。

(適正処理困難物の回収要請)

第17条 条例第26条第3項の規定による要請は、書面により行うものとする。

(開発事業の範囲)

第18条 条例第27条の規則で定める開発事業は、都市計画法に基づく開発行為等の規則に関する細則（昭和45年神奈川県規則第62号）第2条の2に規定する規模の開発行為とする。

(一般廃棄物集積所の設置等)

第19条 占有者等は、条例第37条第1項に規定する一般廃棄物集積所を設置し、変更し、又は廃止しようとするときは、一般廃棄物集積所設置（変更・廃止）承認申請書（第8号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、一般廃棄物集積所設置（変更・廃止）承認（不承認）通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認に必要な条件を付することができる。

(一般廃棄物集積所搬出等改善指導)

第20条 条例第37条第3項の規定による指導は、一般廃棄物集積所搬出等改善指示書（第10号様式）により行うものとする。

(土地の管理指導)

第21条 条例第39条第3項の規定による指導は、土地管理指示書（第11号様式）により行うものとする。

(し尿の手数料の算出基礎)

第22条 条例第40条に定めるもののほか、し尿の手数料の算出については、次のとおりとする。

(1) 月の途中から使用を開始した世帯については、その月は、従量により算出した額とする。

(2) 月の途中で使用を廃止した世帯については、その月の1日現在の世帯の人員により算出した額とする。

(3) 月の途中で人員に異動があった世帯については、その月の1日における世帯の人員により算出した額とする。

2 前項の規定により算出することが不相当と認められるし尿の手数料の額は、市長が定める。

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第23条 一般廃棄物の処理手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) し尿（定期収集によるもの）の手数料し尿収集手数料納入通知書又はし尿収集手数料納入通知書兼領収書により、各期（4月を起算月として1年を2月ごとの6期に区分したものをいう。）分をその翌月に徴収する。

- (2) し尿（臨時収集によるもの）の手数料納入通知書兼領収書により収集した月の翌月に徴収する。
- (3) 粗大ごみの手数料座間市証紙条例（平成7年座間市条例第2号）の規定により徴収する。
- (4) し尿及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の手数料座間市予算決算会計規則（昭和42年座間町規則第2号）第37条の納入通知書によりその都度徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、同項第1号及び第2号に掲げる手数料については、処理した月に徴収することができる。
- 3 前2項（第1項第3号を除く。）の規定による手数料の納期限は、納入通知書を発行した日から14日とする。
- 4 市長は、特別な事情がある場合において、前項の納期限によりがたいと認めるときは、別に納期限を定めることができる。
- （督促）

第24条 市長は、手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、督促状を発行する日から10日以内の期限を指定し、督促状を発行しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第25条 条例第41条第1項の規定に基づく手数料の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) し尿の手数料

ア 天災その他の災害を受けた世帯その都度市長が認めた額

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から6級までに該当する障害を有するものがある世帯該当者の人数割分の減額

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が75以下と判定された者がいる世帯該当者の人数割分の減額

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級に該当する程度と判定されたものがある世帯該当者の人数割分の減額

オ 母子家庭若しくは父子家庭であり、かつ、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者がいる世帯又はひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年座間市規則第6号）による医療費の助成を受けている者がいる世帯該当者の人数割分の減額

カ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民

年金法（昭和34年法律第141号）による老齢福祉年金の支給を受けている者がいる世帯該当者の人数割分の減額

キ 市の施設及び市が管理している施設免除

ク 公共性のある施設で、市長が認めたものその都度市長が認めた額

(2) 粗大ごみの手数料

ア 前号アに掲げる世帯。ただし、当該災害において世帯員に故意又は重大な過失がある場合を除く。免除

イ 前号イからカまでに掲げる世帯1年度当たり5個まで免除

(3) し尿及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の手数料

ア 第1号アに掲げる世帯その都度市長が認めた額

イ 第1号イからクまでに掲げるもの免除

(一般廃棄物処理手数料の減免申請等)

第26条 前条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、し尿にあつては一般廃棄物処理手数料減免申請書（し尿）（第12号様式）、粗大ごみにあつては一般廃棄物処理手数料減免申請書（粗大ごみ）（第13号様式）にその理由を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、同条第1号ア、第2号ア及び第3号アに該当する場合で、災害の状況によりやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定により申請があつたときは、その承認又は不承認を決定し、一般廃棄物処理手数料減免承認（不承認）通知書（第14号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、市長は、粗大ごみの手数料の減免を承認する場合は、当該通知を省略することができる。

(産業廃棄物の処分費用の徴収方法)

第27条 産業廃棄物の処分費用の徴収は、座間市予算決算会計規則第37条の納入通知書によりその都度徴収する。

(許可申請)

第28条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第15号様式）に、同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は一般廃棄物処分業許可申請書（第16号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(事前協議等)

第29条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者で、事業系一般廃棄物を市の処理施設又は組合へ搬入しようとするものは、前条の規定による申請の際、搬入計画書（第17号様式）を提出し、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議のうち、組合へ搬入するものの協議結果を組合の発行する一般廃棄物搬入許可申請書に添えて、組合の長に報告するものとする。

(許可証の交付)

第30条 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたときは一般廃棄物収集運搬業許可証（第18号様式）を、同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたときは一般廃棄物処分業許可証（第19号様式）を、浄化槽法（昭和58年法

律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは浄化槽清掃業許可証(第20号様式)を当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に交付するものとする。

2 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(変更の許可申請等)

第31条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業範囲変更許可申請書(第21号様式)に前条第1項に規定する許可証を添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の許可)

第32条 市長は、法第7条の2第1項の規定により事業範囲の変更の許可をしたときは、新たに第30条第1項の許可証を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第33条 許可業者は、第30条第1項に規定する許可証(以下「許可証」という。)を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書(第22号様式)に当該許可証を添付して(亡失した場合を除く。)、市長に申請するものとする。

2 許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。

(廃止等の届出)

第34条 法第7条の2第3項の規定による届出は、業務廃止(変更)届出書(第23号様式)により行うものとする。

2 浄化槽法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書(第24号様式)により行うものとする。

(許可の取消し等)

第35条 法第7条の4の規定により許可を取り消し、若しくは法第7条の3の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ずるとき、又は浄化槽法第41条第3項の規定において準用する同法第35条第4項の規定による通知は、許可取消書(第25号様式)又は業務停止命令書(第26号様式)により行うものとする。

(許可証の返還)

第36条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 業務を廃止したとき。

2 許可業者は、前条の規定により業務の全部の停止を命ぜられた場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(実績報告書)

第37条 許可業者は、毎月10日までに、廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関する前月の実績を一般廃棄物処理業務実績報告書(収集運搬業(し尿を除く。))にあ

っては第27号様式、処分業にあつては第28号様式)又は浄化槽清掃業務実績報告書(第29号様式)により市長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第38条 条例第45条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第30号様式)とする。

(清掃指導員)

第39条 条例第46条第1項の清掃指導員(以下「指導員」という。)は、占有者等及び事業者に対し、廃棄物の減量等に関する啓蒙及び指導を行うものとする。

2 指導員は、その職務を遂行するときは、清掃指導員証明書(第31号様式)を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日規則第33号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成10年6月5日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年7月3日規則第31号)

この規則は、平成10年7月6日から施行する。

附 則(平成15年12月26日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第31号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第23号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の処理に係る手数料の減免から適用し、施行日前の処理に係る手数料の減免については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成18年7月31日までの間における改正後の規則第25条第2号アの規定の適用については、同号ア中「前号アからキまで」とあるのは「座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年座間市規則第8号）による改正前の座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第25条第1号アからキまで」と、改正後の規則第25条第3号アの規定の適用については、同号ア中「第1号アからキまで」とあるのは「改正前の規則第25条第1号アからキまで」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年12月27日規則第66号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月1日規則第1号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第26条の規定により申請をされている一般廃棄物処理手数料の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月29日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月19日規則第47号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月18日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

座間市廃棄物減量等推進員証明書 [別紙参照]

第2号様式（第9条関係）

減量化等計画書記載事項変更届出書 [別紙参照]

第3号様式（第11条関係）

特別管理一般廃棄物排出等届出書 [別紙参照]

第4号様式（第12条関係）

し尿処理申込書 [別紙参照]

第5号様式 (第13条の3関係)

収集・運搬禁止命令書 [別紙参照]

第6号様式 (第14条関係)

臨時搬入申請書 [別紙参照]

第7号様式 (第14条関係)

一般廃棄物臨時搬入許可証 [別紙参照]

第8号様式 (第19条関係)

一般廃棄物集積所設置(設置・変更・廃止)承認申請書 [別紙参照]

第9号様式 (第19条関係)

一般廃棄物集積所設置(設置・変更・廃止)承認(不承認)通知書 [別紙参照]

第10号様式 (第20条関係)

一般廃棄物集積所搬出等改善指示書 [別紙参照]

第11号様式 (第21条関係)

土地管理指示書 [別紙参照]

第12号様式 (第26条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書(し尿) [別紙参照]

第13号様式 (第26条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書(粗大ごみ) [別紙参照]

第14号様式 (第26条関係)

一般廃棄物処理手数料減免承認(不承認)通知書 [別紙参照]

第15号様式 (第28条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書 [別紙参照]

第16号様式 (第28条関係)

一般廃棄物処分業許可申請書 [別紙参照]

第 1 7 号様式 (第 2 9 条関係)

搬入計画書 [別紙参照]

第 1 8 号様式 (第 3 0 条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証 [別紙参照]

第 1 9 号様式 (第 3 0 条関係)

一般廃棄物処分業許可証 [別紙参照]

第 2 0 号様式 (第 3 0 条関係)

浄化槽清掃業許可証 [別紙参照]

第 2 1 号様式 (第 3 1 条関係)

一般廃棄物収集運搬業 (処分業) 事業範囲変更許可申請書 [別紙参照]

第 2 2 号様式 (第 3 3 条関係)

許可証再交付申請書 [別紙参照]

第 2 3 号様式 (第 3 4 条関係)

業務廃止 (変更) 届出書 [別紙参照]

第 2 4 号様式 (第 3 4 条関係)

浄化槽清掃業廃業等届出書 [別紙参照]

第 2 5 号様式 (第 3 5 条関係)

許可取消書 [別紙参照]

第 2 6 号様式 (第 3 5 条関係)

業務停止命令書 [別紙参照]

第 2 7 号様式 (第 3 7 条関係)

一般廃棄物処理業務実績報告書 (収集運搬業) [別紙参照]

第 2 8 号様式 (第 3 7 条関係)

一般廃棄物処理業務実績報告書（中間処分業・最終処分業） [別紙参照]

第 2 9 号様式（第 3 7 条関係）

浄化槽清掃業務実績報告書 [別紙参照]

第 3 0 号様式（第 3 8 条関係）

身分証明書 [別紙参照]

第 3 1 号様式（第 3 9 条関係）

清掃指導員証明書 [別紙参照]



令和6年度 清掃事業概要
(令和5年度実績)
令和7年3月発行

編集 座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課
〒252-8566
座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
電話046-255-1111 (代表)

本書はペーパーレス化推進のため、PDFファイル版のみ配布します。